# 令和7年度第2回宮城県消費生活審議会

日 時:令和7年8月29日(金)

午前10時から正午まで

場 所:宮城県庁4階 特別会議室

# 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事 【105分 (11:55まで)】
  - (1)消費者行政の取組について
  - (2) 宮城県消費者施策推進基本計画 (第5期) の中間案について
  - (3) 宮城県消費者教育推進計画(第3期)の中間案について
- 4 その他【5分】
- 5 閉 会

### <配付資料>

· 次第、出席者名簿、座席表、消費生活条例抜粋

取組に関する資現行計画の実績、

- ・資料1-1 宮城県消費者施策推進基本計画(第4期)実施状況概要(R6実績)
- 資料1-2実施状況
- ・資料1-3 パーター 消費者施策別目標値達成状況
- ・資料1-4 宮城県消費者教育推進計画 (第2期) 実施状況概要 (R6実績)
- 資料1-5実施状況
- ・資料1-6 令和6年度 消費生活相談の実績と傾向について

関する資料次期計画に

- ・資料2-1 宮城県消費者施策推進基本計画(第5期)中間案 概要
- ・資料2-3 宮城県消費者教育推進計画 (第3期)中間案 概要
- 資料2-4 素案
- ・資料3 第1回審議会で頂いた御意見と回答のまとめ

# 宮城県消費生活審議会 委員名簿

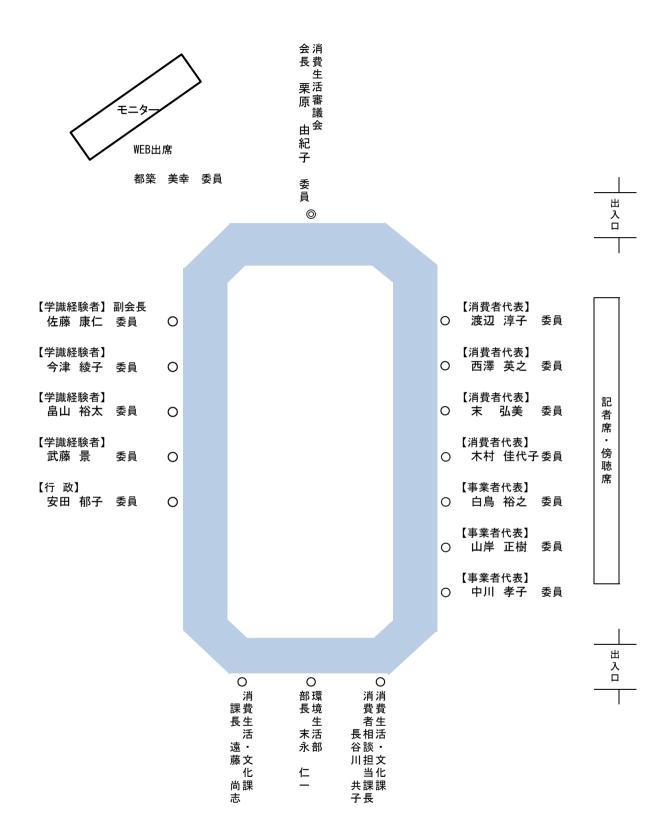
 $(R7.6.1\sim)$ 

_			(It 1.0.1°°)
区分	職名	氏 名	備考
	尚絅学院大学総合人間科学系社会部門教授	栗原 由紀子	会 長 継続 8 期 目
学	東北学院大学経済学部長 教授	佐藤康仁	副 会 長継続6期目
識	東北大学大学院法学研究科准教授	今 津 綾 子	1 期 目
経験	弁護士	畠山 裕太	継続2期目
者	宮城県南郷高等学校長 WEB	都築美幸	任期 R6.7.1~ R8.6.30 1 期 目
	大郷町立大郷小学校長	武藤景	任期 R6.7.1~ R8.6.30 1 期 目
消	宮城県生活協同組合連合会常務理事	渡辺 淳子	団体推薦継続2期目
費者	宮城県社会福祉士会常務理事	西澤 英之	団 体 推 薦 新 規
代	宮城県生活学校連絡協議会副会長	末 弘美	団 体 推 薦継続 5 期目
表	宮城県地域婦人団体連絡協議会副会長	木村 佳代子	団 体 推 薦 1 期 目
事	仙台商工会議所事務局次長兼中小企業支援部長	白鳥 裕之	団体推薦継続4期目
業 者 代	東北電力株式会社宮城支店広報部長	山岸 正樹	団 体 推 薦継続 2 期目
表	JAみやぎ女性組織協議会長	中川 孝子	団 体 推 薦継続 2 期目
行政	東北経済産業局産業部消費経済課長	安田 郁子	1 期 目

(委員数:14人、任期:令和5年10月1日~令和7年9月30日)(うち教員2人の任期:令和6年7月1日~令和8年6月30日)

# 宮城県消費生活審議会座席表

場所: 県庁4階 特別会議室



事務局席 事務局席 司会

#### 消費生活条例 (抜粋)

昭和51年3月27日 宮城県条例第14号 改正 平成 7年 7月12日条例第 33号 平成10年 3月18日条例第 4号 平成17年12月22日条例第171号 平成21年 3月24日条例第 24号 平成28年 3月22日条例第 18号

第6章 消費生活審議会

(設置)

第30条 知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定と向上に関する施策の基本となる事項その他重要事項を調査審議させるため、宮城県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

- 第31条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
  - 一 学識経験のある者
  - 二 消費者を代表する者
  - 三 事業者を代表する者
  - 四 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (専門委員)
- 第32条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第33条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第34条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。

(部会)

- 第35条 審議会は、その定めるところにより、会長が指名する委員をもつて組織する部会を置くことができる。
- 2 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 3 前二条の規定は、部会について準用する。

(会長への委任)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 宮城県消費者施策推進基本計画の趣旨・位置付け

第3期基本計画で得た成果と課題に、社会情勢の変化などを考慮し、消費生活条例第8条に基づき、消費者施策の推進に関する基本的な方向を定めたもの。

「県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会」を目指し、消費者施策を展開している。

#### 計画の期間

令和3年度~令和7年度の5年間

#### 重点的取組1

### ライフステージに応じた消費者教育の推進

- ◆学校教育や家庭教育と連携した消費者教育の 実施や出前講座の機会拡充
- ◆ライフステージに応じた消費者教育の推進
- ◆インターネットを利用した研修会や出前講座 の実施
- ◆消費生活の安心・安全の情報提供

### 重点的取組2

## 高齢者、障害者、若年者等の配慮を必要とする 消費者の被害の防止と救済

- ◆地域での情報共有と見守りによる、消費者被害 の防止と救済
- ◆消費者安全確保地域協議会の設置促進
- ◆警察や弁護士会等との連携
- ◆SNS等を活用した効果的な消費者教育
- ◆相談窓口の周知及びメール等を活用した相談体 制の構築

### 重点的取組3

#### 多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進

- ◆国、市町村、消費者団体、事業者団体、事業者 団体、NPO等との連携
- ◆警察本部、弁護士会、司法書士会、適格消費者 団体等の専門的知識を有する団体との連携
- ◆消費生活サポーターの育成を通じた消費者教育 の担い手育成

### 重点的取組4

#### 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進

- ◆エシカル消費の普及
- ◆食品□スの削減等の推進
- ◆消費者志向経営の推進
- ◆SDGsの達成に貢献する消費者、事業者の育成

### 重点的取組の実施状況

### 製品事故・消費者事故等の情報提供(1-(2)-①)

◆みやぎの消費生活情報、県のホームページへの事故情報の掲載、市町村への情報提供

### 消費生活に関連する制度等の普及啓発(1-(4)-①)

◆消費者関係法令及び条例等に基づく各種制度の消費者への普及啓発

# 重点的取組1、2共通

### 各種媒体を活用した消費者トラブル等の情報提供(3-(2)-①)

- ◆県のホームページに新たな消費者トラブルや消費者事故等の最新情報を掲載
- ◆みやぎの消費生活情報を作成、配布。地域包括支援センターと訪問介護事業所にメール配信 (地域包括支援センター83か所、訪問介護事業所106か所)
- ◆消費者被害の未然防止を図るため、各種啓発用リーフレットを作成・配布 (リーフレット3種類:28,500部、高校生向けには電子ブック化)
- ◆新聞等への記事掲載、テレビ、SNS等での効果的な広報 (新聞124回、テレビ100回、啓発動画を作成しSNS等で配信)

### 講演会・出前講座の開催(3-(3)-①)

◆消費者被害の未然防止を図るため、幅広い世代を対象とした出前講座を実施 出前講座137回(若者40回、高齢者74回、福祉関係者13回、一般対象6回、事業者対象4回)

### 高齢者・障害者の権利擁護(3-(3)-3、④)

- ◆高齢者権利擁護推進研修の開催(4回/354人)
- ◆障害者の権利擁護に関する相談受付(1,386件)
- ・ 高齢者虐待に関する相談受付(90件)
- ・障害者差別・権利擁護センターへの相談(141件)

### 心の健康問題に関する相談支援(3-(3)-⑤)

◆県民の精神的健康保持増進に寄与するため、健康相談電話を設置して実施(相談件数:2.786件)

### 市町村の消費生活相談員の相談対応機能の向上支援(3-(1)-3)

- ◆市町村の消費生活相談員を対象とした研修会の実施(受講者数41人)
- ◆消費生活相談アドバイザー弁護士制度事例検討会(4回) ◆レベルアップ研修会の開催(1回)
- ◆県消費生活センターに指定消費生活相談員の配置(2人)

## 消費者からの苦情に対する調査・助言・あっせん及び専門機関の紹介等(3-(4)-①)

◆相談受付件数(6,698件: うち あっせん件数 358件)

#### 多重債務問題に関する取組(3-(4)-⑤)

◆多重債務問題対策会議の開催及び無料相談会の実施(相談者6人)

# 弁護士会、司法書士会、法テラス、適格消費者団体等との連携(3-(5)-3)

◆行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会(2回開催)

### エシカル消費についての普及啓発(4-(1)-(1)

◆セミナーの開催やリーフレット作成・配付、高校生動画コンテストの開催等により、エシカル消費の普及啓発を図った

### 人や社会に配慮した消費行動の推進(4-(2)-①、②)

- ◆働く障害者ふれあいフェスティバル(参加者472人)
- ◆食材王国みやぎ「伝え人」の派遣(41件)

### グリーン購入等の普及促進(4-(3)-①)

◆グリーン購入セミナー(1回)◆環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定(認定件数38件/108製品)

### みやぎの3R推進事業(4-(3)-②)

◆3R啓発イベントの実施 ◆啓発動画の作成 ◆みやぎの食べきりモデル店舗認定事業(42店舗)

# 宮城県消費者施策推進基本計画 (第4期) 実施状況 (令和6年度)

資料1-2

計画期間 (令和3年度~令和7年度)

### 1 消費生活の安全・安心の確保

施策	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
		液化石油 ガス販売 事業者へ の査等 ① (製品安 全4法によ る立入検 査)	○液化石油ガス法に基づき、販売事業者に対し立入検査及び指導監督を実施し、液化石油ガスによる災害を防止するとともに、取引の適正の確保に努める。 液化石油ガス販売所への立入検査実施 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 立入検査実施件数 74件 104件 86件 61件		【自己評価】 販売事業者へ立入検査を実施し、適切な販売業務について確認と指導を行ったことで、消費者の安全確保に資することができた。 【課題と今後の対応等】 引続き販売事業者に対する立入検査及び指導監督を行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■ 維持 □縮小 □廃止
1 消費生活の安全・安心の確保	(1) 商品・サービスの安全の確保	電気用品 販売事業 者への立 入検査等 ② (製品安 全4法によ る立入検 査)	<ul> <li>●電気用品安全法に基づき、販売事業者に対し立入検査及び指導監督を実施し、電気用品による事故の未然防止に努める。(市町村移譲事務)</li> <li>電気用品販売事業者への立入検査実施</li> <li>対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 立入検査実施件数 13件 13件 16件 10件</li> </ul>		【自己評価】 販売事業者へ立入検査を実施し、 不適格な製品が販売されていないことを確認したことで、消費者の安全確保に資することができた。 【課題と今後の対応等】 引続き販売事業者に対する立入検査及び指導監督を行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
		ガス用品 販売事業 者への立 入検査等 ③ (製品安 全4法によ る立入検 査)	<ul> <li>○ガス事業法に基づき、販売事業者に対し立入検査及び指導監督を実施し、事故の未然防止に努める。</li> <li>ガス用品販売事業者への立入検査</li> <li>対象年度</li> <li>R3</li> <li>R4</li> <li>R5</li> <li>R6</li> <li>R7</li> <li>立入検査実施件数</li> <li>0件</li> <li>0件</li> <li>0件</li> </ul>		【自己評価】 必要に応じて販売事業者への立入 検査を実施することとしているが、必要があると認められる事案は発生しなかった。 【課題と今後の対応等】 一般消費者から情報提供を受けた場合等、必要に応じてガス用品販売事業者への立入検査を行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策		取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
束 1 消費生活	(1)商品・サービ	選 消費生品の止 に検 全 全 全 会 を を を を を を を を を を を を を	○消費生活用製品安全法に基づき、販売事業者に対し立入検査や指導を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止に努める。(町村移譲事業) ・県 (町村含む)の実施状況 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 立入検査実施店舗数 3店舗 4店舗 4店舗 5店舗 立入検査実施町村数 1町 1町 1町 2町 町村 大河原町 大河原町 大河原町 大河原町 大河原町 大河原町 大河原町 大河原町	消費生活・文化課	【自己評価】 市町が事業者へ立入検査を実施し、不適格な製品を販売していないことを確認するとともに、検査・指導を通じて事業者の対象品目に関する知識向上を図ることをもって、消費者の安全確保に努めている。 【課題と今後の対応等】 立入検査は義務ではないため、実施している市町は一部であるが、事業者の意識啓発及び知識向上に繋がる側面があり、消費者の安全確保の一助となるものである。引続き、国及び市町村との情報共有に努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
の安全・安心の確保	— ビスの安全の確保	貸金業者 ⑤ の指導監 督	○貸金業法に基づき、貸金業登録を行った事業者への立入検査や指導監督等を実施し、資金需要者利益保護を図る。      ・貸金業者立入検査の実施状況     対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 立入検査実施件数 5件 5件 9件 4件      ・貸金業に関する苦情・相談・問合せ受付状況     対象年度 R3 R4 R5 R6 R7	商工金融課	【自己評価】 立入検査においては、指摘事項等があった業者に対して改善を求め、貸金業者が法令等を遵守した適正な業務運営を行うよう指導するとともに、苦情・相談においては、必要に応じて警察や弁護士への相談を勧めるなど、資金需要者等の利益の保護に努めており、消費生活の安全・安心の確保に寄与している。 【課題と今後の対応等】 今後も、立入検査等を通じて貸金業者が法令遵守を徹底し、適正な業務運営を行うよう指導・監督を続けていくともに、資金需要者等からの苦情・相談・問合せについても適切に対応し、その利益保護に努めていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
策 1 消費生活	(1) 商品・サ	みやぎ食の 安全 安全 安全 安心 民運 動事業	<ul> <li>○県民参加での食の安全安心確保対策の推進に向け、消費者の役割を自らの行動で積極的に果たす人材の育成に努める。</li> <li>・「みやぎ食の安全安心消費者モニター」</li></ul>	食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 みやぎ食の安全安心消費者モニターの人数が増加するなど、県民参加が図られた。 モニターアンケートに関して、回答期限の延長、モニターだよりによる提出催促、各種イベント参加の優先権付与などの工夫を行ったが、回答者数が減少した。 消費者モニターの活動に関して、アンケート回答者数が減少したことにより述べ参加率が、登録者数に対する、アンケートやイベントの参加者合計人数の割合 【課題と今後の対応等】 食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要であるが、モニターの高齢化等に伴い活動率が減少していることを踏まえ、今後はより多くの県民が参画できる体制を構築する必要がある。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
安全・安心の確保	- ビスの安全の確保	食の安全 安心相理 アップ事業	<ul> <li>○食の安全安心に関する相互理解(リスクコミュニケーション)の充実・強化を図るため、「食の安全安心セミナー」や「地方懇談会」を開催し、消費者、生産者・事業者及び行政等が情報の共有や意見交換を行う。</li> <li>・食の安全安心セミナー</li></ul>	食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 各種セミナーや地方懇談会を通じて、食の安全・安心に関する普及啓発活動を継続して実施してきた。これにより、消費者や事業者への情報提供が行われ、理解の促進につながっていると考えている。また、参加者のニーズに配慮した内容の提供を意識した。 【課題と今後の対応等】 食の安全・安心の確保に向け、引き続き各種セミナーや地方懇談会を通じた普及啓発活動を継続するとともに、開催回数の増加など、より効果的な普及啓発を目指して取り組んでいく。 【今後の方向性】 □拡充 ■ 維持 □縮小 □廃止

	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
策 1 消費生活の安全・	(1)商品・サービ	食品営業 指導事業	<ul> <li>食に起因する衛生上の危害発生の防止に努める。</li> <li>・食品営業施設の監視指導数 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 監視指導数 (件数) 17,793件 14,621件 13,755件 13,609件</li> <li>・収去検査 (細菌検査) 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 検体数 1,236検体 1,150検体 1,291検体 1,152検体</li> <li>・収去検査 (理化学検査) 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 検体数 732検体 941検体 829検体 1,058検体</li> </ul>	食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 事業者に対し衛生管理等についての監視及び指導を実施した。特に、大規模食中毒の発生に繋がる可能性のある施設や、広域流通食品を製造・加工する施設などを重点監視施設と定めて監視を行い、HACCPに沿った衛生管理の導入促進に向け、技術的支援制度による啓発を実施した。また、県内の流通食品を対象に収去検査を行い、不適切な食品の流通を防止するとともに、事業者に対して必要に応じて指導することで食の安全確保に寄与した。 【課題と今後の対応等】 食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要である。食品衛生法の改正により、全ての食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入が制度化されたため、事業者のHACCP導入及び実践を個別に指導するなど、継続して技術的な支援を行う必要がある。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
安心の確保	主の確	<ul><li>食品検査</li><li>対策事業</li></ul>	<ul> <li>○主に輸入食品に対し、検査を実施することで、食品の安全の確保に努める。</li> <li>・特殊有害物質調査数 (残留農薬)         対象年度 R3 R4 R5 R6 R7         検体数 73検体 79検体 82検体 81検体</li> <li>・特殊有害物質調査数 (輸入食品)         対象年度 R3 R4 R5 R6 R7         検体数 94検体 128検体 131検体 129検体</li> <li>・食品中のアレルギー物質検査         対象年度 R3 R4 R5 R6 R7         検査件数 32件 36件 40件 41検体</li> </ul>	食と暮らしの安全推進課	【自己評価】  県内に流通する輸入食品等について、残留農薬、残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、添加物、アレルギー物質等の検査を実施し、関係機関と連携することにより不適切な輸入食品等の流通を防止した。 【課題と今後の対応等】 今後も食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要である。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策		取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
			○産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県のホームページへの掲載により、適切な情報提供を行う。	消防課	【自己評価】 対象となる重大事故等の発生はな かった。
			対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 情報提供		【課題と今後の対応等】 産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県ホームページへ「製品事故情報」として掲載を行い、適切な情報提供を行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
			重点推進項目 1		
		製品事故・	○みやぎの消費生活情報や消費者庁等からの事故情報をホームページに掲載する など、迅速な情報発信・提供に努める。	消費生活・ 文化課	【自己評価】 県のホームページから消費者庁等 のホームページにリンクを設定し、生
1 消費生活の安全・安心の確保	(2)各種窓口相談等による情報提供	① 対費者事 故場の情報提供	対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       情報提供     ○     ○     ○     ○		命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」や、「リコール情報」などに繋げた。また、消費者庁から随時発出される注意喚起を、電子メールにより速やかに市町村等へ情報提供した。 みやぎの消費生活情報(毎月発行)は、各種団体に配付するとともにホームページに掲載し、広く情報発信をした。  【課題と今後の対応等】 県民が適時有益な情報を受けられるよう、分かりやすく情報提供を行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
		消費者トラ ブル等の相 診及び情 報提供	<ul> <li>○県民からの消費生活相談に対応するため、消費生活相談窓口を設置し、苦情や相談の処理・解決に努める。</li> <li>・消費生活相談</li></ul>	文化課	【自己評価】 消費生活相談に対して、引続き適切な処理及び解決に努めた。令和6年度の相談件数は,前年に比べ500件以上増加した。例年6,000件以上の相談があり、相談内容も複雑多様化しており、悪質商法等の消費者トラブルへの対応が必要となっている。 【課題と今後の対応等】 県消費生活センターはセンター・オブ・センターズとしての機能が求められているため、経由相談等による市町村相談窓口への更なる支援を図る。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施 推 策 進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
	· 薬事啓発 ③ 事業	<ul> <li>○消費者が医薬品や薬用植物を安全に使用できるよう、医薬品について「くすりの相談室」を開設し相談等に対し助言・指導を行うほか、「薬と健康の週間」に各地域で講演会やセミナー、展示会等を開催し、医薬品や薬用植物に関する正しい知識の普及啓発を図る。</li> <li>・薬事相談窓口の設置         <ul> <li>(一社)宮城県薬剤師会薬事情報センター内に「くすりの相談室」を設け、毎週火・金曜日に医薬品等の相談・苦情処理を行う。 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 相談受付件数 367件 267件 314件 276件</li> </ul> </li> <li>・「薬と健康の週間」事業薬と健康の週間に合わせて、各地域で講演会やセミナー、展示会等を開催し、医薬品等に関する正しい知識について普及啓発を行う。 ※薬と健康の週間:10月17日~10月23日 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 開催イベント件数 26件 31件 34件 32件 参加人数 約1,900人 約2,200人 約12,000人 約1,600人</li> </ul>	薬務課	【自己評価】 「くすりの相談室」では、医薬品の近正使用や健康食品の活用等、幅成い内容の相談に対しきめ細かに対応することができた。「薬と健康の週間においては、「薬と健康のつどい」等、地域の実情に応じた啓発活動を実施し、医薬品の適正な使用について広く普及啓発できた。 【課題と今後の対応等】 セルフメディケーションが推進される中、県民一人一人が医薬品の適可使用についての正しい知識を身につることが今後ますます重要となることがら、集客型のイベントに限らず、様々な方法により医薬品の適正使用やないには、
		<ul><li>○木造住宅等の耐震診断や耐震改修工事についての相談窓口の開設や、情報提</li></ul>		事業について周知を図る。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止 【自己評価】
1 消費生活の安全・安心の空(2)各種窓口相談等による情	木造住宅 等耐震化 ④ の相談・情 報提供事 業	供など、住まいの耐震性等に関する支援を推進する。         ・耐震相談所開設         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         開設期間       11か月       11か月       11か月         相談受付件数       46件       69件       47件       45件	建築宅地課	建築物の耐震リフォームに関する材 談窓口を設置することにより、相談付制の充実が図られた。 【課題と今後の対応等】 県内には、昭和56年以前に建築されて 震性が不十分な木造住宅が多く存在する ため、建築物の耐震性又は耐震化に関して不安や疑問のある県民からの相談に適 に対応できるよう、引き続き建築の専門家 による相談窓口を設置する必要がある。 また、耐震改修工事に活用できる高齢的 向け融資制度の普及・啓発に努める。 【今後の方向性】
確呆 報提供の充実	住まいの相 (5) 談及び情 報提供	<ul> <li>○住宅トラブルや長期優良住宅に関する相談に対応する。また、新築住宅、住宅リフォーム等の各種支援制度や税制策について周知するほか、市町村職員等を対象とした住宅相談窓口担当者等講習会を開催する。</li> <li>・住宅・宅地相談 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 相談受付件数 約 260 件 約 130 件 約 140 件 約 130 件</li> <li>・住宅相談窓口担当者等講習会 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 開催回数 - 1回 1回 1回 1回 参加者数 - 30人 31人 30人 (R4:WEB開催)</li> <li>・みやぎ復興住宅整備推進会議と独立行政法人住宅金融支援機構の共催により、被災者の自力再建に関する相談会を開催する。対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 相談会開催回数 9回 8回 10回 10回 10回 (1市) (1市) (1市) (1市) (1市)</li> <li>・住宅に関する相談に適切に対応するため「みやぎ住まいの困りごと相談」と題した Q&amp;A集を作成し、併せて住宅課のホームページに掲載することで、県民や民間事業者等が、直接担当窓ロヘアプローチできるようにする。対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 住宅相談Q&amp;Aの作成 - 日本の本の作成 - 日本の本の本の作成 - 日本の本の本の作成 - 日本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の</li></ul>	住宅課	□拡充 ■維持 □縮小 □廃止 【自己評価】 住宅や宅地に関する各種相談に じたほか、ホームページを通じて住宅 関連制度等の情報提供を行った。 住宅相談窓口担当者等講習会 会場開催とした。 【課題と今後の対応等】 住宅相談Q&Aについては、令和 5年度に内容の見直しを行い、「み やぎ住まいの困りごと相談」の表題で 再掲載した。相談窓口における各種 相談に応じるため、多様化する住宅 関連制度等の情報を収集・整理し 適切な回答や助言、情報提供等が できるよう努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策		取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
	(2)各種窓口相談等による情報提供の充実	宅地建物 取引等の 相談・情報 提供事業	<ul> <li>○宅地建物取引に関する相談窓口を開設し、消費者の契約や紛争などの相談を行うとともに、県ホームページを活用して情報提供を行うなど、安全な不動産取引の推進を図る。</li> <li>・宅地建物取引相談</li> <li>対象年度</li> <li>取引に関する相談</li> <li>4件</li> <li>0件</li> <li>3件</li> <li>4件</li> <li>取引の紛争の相談</li> <li>10件</li> <li>6件</li> <li>0件</li> <li>3件</li> <li>※ 相談窓口に来訪の上、相談を受けた件数。R6年度の電話相談は年間約2,500件。</li> </ul>	建築宅地課	【自己評価】 宅地・建物の売買、賃貸に関する相談に対し、購入者等の利益を保護する観点から、宅地建物取引業法に照らし適切な助言を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 日々多様化、複雑化している宅地建物取引に関する相談に適切に対応できるよう、研修会への参加等により職員の相談対応能力の向上に努めるとともに、事業者に対する指導・監督を行っていく。また、漏水トラブルや駐車場等の不動産管理、退去時の原状回復費用負担、騒音等の近隣トラブルなど、宅地建物取引以外の相談も多く、これらの相談については、消費生活センター、ADR、法テラス等を案内する等適切に対応していく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
2. の安全・安心の確保) 商品・サービスの表示及び規格の適宜化による選択の機会の確	(3)商品・サービスの	表示及び 景品類付 き販売の 適正化	○景品表示法に基づき、事業者に対し、不当な表示及び景品類付き販売に関して寄せられた苦情等についての調査等を行い、適宜指導を行うことにより、表示及び景品提供の適正化を図り、消費者が商品・サービスを適切に選択できる機会の確保に努める。  ・広告表示等の監視・指導等 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 聴き取り等調査件数 18件 12件 7件 13件 35指導件数 2件 1件 2件 4件	消費生活・ 文化課	【自己評価】 違反被疑事案に対する調査、指導を適切に行うことにより、消費者が商品・サービスを適切に選択できる機会の確保に努めることができた。 【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有を図り、違反被疑事案の把握に努めていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
	表示及び規格の適正化による選択の機会の確保	家庭用品 の品質表 示の適正 化	<ul> <li>○家庭用品品質表示法に基づき、立入検査や指導等を実施する。(町村移譲事務)</li> <li>・県(町村含む)の実施状況 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 立入検査実施店舗数(県・町村) 3店舗 4店舗 4店舗 4店舗</li></ul>	文化課	【自己評価】 市町が事業者へ立入検査を実施し、不適格な品質表示の家庭用品を販売していないことを確認するとともに、検査・指導を通じて事業者の対象品目に関する知識向上を図ることをもって、消費者利益の保護に努めている。 【課題と今後の対応等】 立入検査は義務ではないため、実施している市町は一部であるが、事業者の意識啓発及び知識向上に繋がる側面があり、消費者の安全確保の一助となるものである。引続き、国及び市町村との情報共有に努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
1 消費	進 (3)商品・サービスの表	食品表示 ③ 適正化事 業	○消費者が食品を正しく選択する際の判断に資するため、食品表示110番等により 得られた情報に基づき、国や市町村と連携しながら事業者等に対し確認調査を 行うなど、食品表示法や景品表示法に基づく監視指導を行い食品表示の適正 化を図るほか、事業者及び消費者に対する出前講座の開催などにより、食品表 示に関する制度の普及啓発を図る。  ・食品表示監視指導事業  対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 調査件数 36件 52件 33件 19件 1件	食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 食品表示110番を通じて得られた情報をもとに、関係事業者への調査・指導を行い、食品表示の適正化に一定の成果を挙げることができた。また、制度の周知啓発活動にも継続的に取り組み、消費者・事業者双方への理解促進を図ることができたと考える。 【課題と今後の対応等】 今後も引き続き関係機関と連携し、得られた情報を的確に活用し、表示の適正化に向けた指導の質の向上を目指す。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
生活の安全・安心の確保	示及び規格の適正化による選択の機会の確保	栄養成分 ④ 表示等業 正化事業	○食品の栄養表示やいかゆる健康食品に関する健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等について、事業者に指導、監督、相談等を行い、表示の適正化を図るほか、消費者へ適切な情報提供がなされるよう、事業者及び消費者に対する普及啓発の促進に努める。  ・食品関連事業者等に対する相談・指導 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 相談・指導内数 137件 118件 83件 140件 立入検査・収去件数 0件	健康推進課	【自己評価】 食品の栄養成分表示や健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等について、各保健所及び健康推進課において事業者へ指導・相談対応を実施し、出前講座等により消費者への普及啓発を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 表示の適正化を図るため、事業者に対して制度の周知に努めるとともに、引き続き食品関連事業者への指導や相談対応を行う。また、消費者に対して適切な表示活用について普及啓発を行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策		取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
1 消費	(3)商品・サービスの表示及び規格の適	温泉利用 施設の分 泉成分の 適正化	<ul> <li>○温泉法に基づく温泉利用施設への立入検査を実施し、再分析や温泉成分等の適正な掲示について確認・指導を行うことにより、安心して快適に温泉が利用できるように努める。</li> <li>・再分析や温泉成分等の適正な掲示についての確認・指導対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 立入検査実施件数 41件 30件 74件 30件</li> <li>・温泉利用施設管理者等を対象にした研修会の開催対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 研修会参加人数</li></ul>	薬務課	【自己評価】 定期的に温泉利用施設に立入検査を実施し、温泉の適正使用について指導することができた。なお、温泉利用施設管理者等に対し、温泉に関して特に周知すべき事項がある場合などには、必要に応じて研修会を開催することとしているが、R6年度は開催実績はなかった。 【課題と今後の対応等】超高齢化が進み、健康維持の観点から、県民が健康食品の摂取や温泉療法など様々な健康管理方法に興味を示している。しかしながら、誤った知識の元でこれらの行為が行われた場合、健康を害する恐れがあるため、正しい知識の普及啓発が必要である。このことから、今後も必要に応じて温泉利用施設管理者等に対して立入検査や研修会を実施して、温泉の適正使用を推進する。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
一活の安全・安心の確保	による選択の機会	を とこころ 選 で	l	産業立地推 進課	【自己評価】 申請された特定計量器検定検査について全数検査を実施したことで、計量器の精度確保に寄与できた。また、検査時の指導・助言を通じて適正計量の啓発を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 必要な検定・検査を着実に実施し、適正な計量器の確保に努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
	(4)適正な契約の確保	消費生活 に関連する 制度等の 普及啓発		消費生活・ 文化課	【自己評価】 適切な情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 対象によってより効果的な周知方 法を検討し、さらなる普及啓発を図っ ていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等	
不適正な 取引行為 の調査・指 導等		文化課	【自己評価】 消費者相談等から覚知した違反被疑事案に対する調査を実施し、必要に応じて指導・注意喚起を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 今後も消費生活相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な取引行為等の確保に努めていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止	
	、 1 5 5 5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図る。         ・成年後見制度に関する研修会の開催         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         開催回数       2回       2回       2回       3回       受講者数       87人       61人       49人       147人         ・高齢者虐待対策機能強化事業       (相談受付窓口:特定非営利活動法人	長寿社会政 策課	【自己評価】 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見制度利用 促進基本計画」に基づき、市町村や 関係者に対する研修や相談対応を 行うとともに、令和6年度には、市町 村向けの成年後見制度に関する研 修を拡充し、市町村の体制整備を 支援した。
	宮城福祉オンプスネットエールへの委託事業		【課題と今後の対応等】 今後、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用ニーズは拡大すると考えられる。関係機関と選携しながら、市町村の体制整備を支援し、成年後見制度の適切な利用が図られるように取り組む必要がある。 【今後の方向性】 □拡充 ■ 維持 □縮小 □廃止	
	重点推進項目 2			
生活関連	○県内の石油製品の生活関連物資の価格動向等についての情報収集を行い、		【自己評価】 資源エネルギー庁が調査する石油 製品価格及び宮城県生協連が実施 する灯油モニター調査価格等の情報 収集を行うとともに、価格をホーム ページに掲載し、灯油、ガソリン、軽 油価格動向の情報提供に努めた。また、石油製品の適正価格と安定供 給のため石油元売業者等への協力 要請を実施した。	
(1) 価情報の 提供	協力を要請する。		【課題と今後の対応等】 生活に関わる関心の高い情報であるため、引続き定期的な情報収集を行うとともに情報提供を実施していく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止	
	②	○消異者関係法令及び条例等に反する不適正な事業活動を行っていることが疑われる事業者に対して、その実態等を訓査し、消費者被害の拡大を防止するため当該事業者に対する情報等を行うはか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努める。 ・ 不適正な取引行為を行った事業者への指導等  対象年度 対象年度 対象年度 対象年度 対象年度 対象年度 対象年度 対象年	□消費者間係法令及び条例等に反する不適正な事業活動を行っていることが疑われる事業者に対して、その実態等を調査し、消費者被害の拡大を防止するため当該事業者に対する指導等を行うほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努める。  ・ 不適正な取引行為を行うた事業者への指導等 が事業	

放斜		取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
1 消費生活の安全・安心の確保 (1) 台灣修道物資の安定的新		消費者物 ② 価指数等 の情報提 供	○「仙台市消費者物価指数」をホームページ等により毎月公表し、適切な情報提供に努める。    対象年度   R3   R4   R5   R6   R7	統計課	【自己評価】 毎月、ホームページにより、適切な情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 県民の生活に関わる情報であるため、引き続き情報提供を実施する。
	(5)	おける物資 ③ 供給及び	<ul> <li>○災害時における物資の供給について、提携事業者(コンビニエンスストア)との協定に基づき、連携して被災地への食料品、飲料水等の物資供給に努める。</li> <li>対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 非常時に備えた連絡体制の確認 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>	食産業振興課	【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止  【自己評価】 非常時に備え、提携事業者 (コンビニエンスストア3社) と連絡体制を確認している。 災害時における物資の供給については、提携コンビニエンスストアとの協定に基づき、連携して被災地への物資供給に努めることとしている。(R6年度は供給の実績なし。)
	の安定供給		<ul><li>○災害時における物資の供給について、提携事業者(宮城県生活協同組合連合会)との協定に基づき、連携して被災地への物資供給を行う。</li></ul>	消費生活・ 文化課	【課題と今後の対応等】 引き続き災害時に備えた連絡体制を確認するとともに、災害時には協定に基づき、連携して物資供給を行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止 【自己評価】 東日本大震災以降は、応急生活物資供給の実績はない。宮城県生
	₹ ) }		・災害時における応急生活物資(食料品、飲料水、日用品、衣類等)の供給実績		協連と定期的に連絡体制の確認を行っている。  【課題と今後の対応等】 災害時の物資供給は必要不可欠であるため、協定を維持していくともに、連絡体制の確認を行っていく。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
	(6)所掌する団体・事業者等への適切な指導監督	消費生活 協同組合 の指導監 督	<ul> <li>○消費生活協同組合法に基づき、指導、検査を実施し、消費生活協同組合の業務運営の適正化及び財務の健全化・透明性を確保することで、組合員の保護を図る。</li> <li>消費生活協同組合への指導検査実施</li> <li>対象年度</li> <li>R3</li> <li>R4</li> <li>R5</li> <li>R6</li> <li>R7</li> <li>指導検査実施件数</li> <li>6組合</li> <li>5組合</li> <li>5組合</li> </ul>	消費生活・文化課	【自己評価】 生協に対し、財務会計や法令遵守の観点から指導、検査を行うことで、組合の適正な事業運営を確保することができた。 【課題と今後の対応等】 引き続き指導、検査を行い、生協事業の健全な運営と組合員の保護を図る。 【今後の方向性】 □拡充 ■ 維持 □縮小 □廃止

施策		取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
	(6)所掌する団体・事業者等への適切な指導監督	割賦販売 ② 事業者の 指導監督	<ul> <li>○東北経済産業局との連携により、割賦販売法に基づく立入検査を実施し、割賦販売等に係る取引の公正化及び消費者等の利益の保護を図る。</li> <li>・東北経済産業局との合同立入検査</li> <li>対象年度</li> <li>R3</li> <li>R4</li> <li>R5</li> <li>R6</li> <li>R7</li> <li>立入検査</li> <li>1団体</li> <li>1団体</li> <li>※ 適正な事業運営を確認するための検査であり、悪質事業者に対する立入検査とは異なる。</li> </ul>	消費生活・文化課	【自己評価】 東北経済産業局と合同で立入調査を行うことで、割賦販売に係る取引の公正化を図ることができた。 【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報共有及び検査実施に努めていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
1 消費生活の安全・安心の確保	(7)関係機関及び各種	国,他の 都県,市町 村,部との連携	<ul> <li>○各種会議に出席するなど、国や他の都道府県と、適宜意見交換・情報交換を行うとともに、随時、調査の協力等による情報提供、情報収集などの連携を図る。</li> <li>・国や他の都道府県との各種会議等で行った意見交換・情報交換 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 意見交換・情報交換 ※ 主な出席会議等 都道府県等消費者行政担当課長会議、1 6 大都道府県消費者行政担当課長会議、2 6 大都道府県消費者行政担当課長会議、3 6 大都道府県消費者行政担当課長会議、4 6 大都道府県消費者行政担当課長会議、6 5 8 6 8 7 度談との情報の共有化を図り、振り込め詐欺等の高齢者を狙った悪質事業者からの被害の拡大防止に努める。</li> <li>対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 度施 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>	消費生活・ 名事・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学	【自己評価】 消費者庁主催の会議をはじめする 各種会議等に出席し、情報を収集した。同時に国及び他県と情報交換することにより、他県の取組など参考となる事項の把握と活用に努めた。また、県警及び市町村とも必要に応じて随時情報交換を行うとともに、会議の開催や国主催の会議の資料提供により情報共有を図った。 【課題と今後の対応等】 今後も情報収集、情報交換の場を 大切にするとともに、各関係機関との連携を図っていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
	団体との連携・協力	事業者及 び事業の 団体のな 主的な取 組への支援	重点推進項目  ③  ③事業者や事業者団体が自ら実施する事業活動に関して遵守すべき基準を作成する取組及び消費者の信頼を確保するための自主的な取組等に対し、適切な支援・協力を行う。  ・宮城県コンシューマー・サービスリーダー会議(CSL)との連携対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 総会 ○ ○	消費生活· 文化課	【自己評価】 随時情報交換を行うとともに、事業者が訪問した都度、国民生活センター等で公表しているよくある相談等を伝え、適切な事業活動を行うように助言している。 【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有に努めていくとともに、取組に対する支援・協力を行っていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

### 3 消費者被害の防止と救済

施推策進	1 1/4	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
		○相談対応機能の向上を図るため、県の消費生活センター等の消費生活相談員等の研修の機会を確保するとともに、解決が困難な事例及び法律上の判断が必要な事例について、定期的に弁護士等を講師とした法律顧問相談会等を開催することにより、相談対応機能の向上を図る。	消費生活・ 文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン	【自己評価】 相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例の検討会等の相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。
3 消費者被害((1)消費生活相談体制	県消費生 活センター 等における 相談対応 機能の向 上	<ul> <li>・消費生活相談員研修会の開催 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 開催日 R4.2.14 R4.9.1~9.2 R5.9.7~9.8 R6.10.29 受講者数 43人 52人 56人 41人</li> <li>・市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会の開催 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 開催回数 - 1回 2回 1回 受講者数 - 36人 73人 46人</li> <li>・法律顧問相談会等の開催 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 開催回数 - 1回 2回 1回 受講者数 - 36人 73人 46人</li> <li>・法律顧問相談会の開催 2回 3回 3回</li></ul>	ター(仙台を 除く)	【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきているため、今後も、事例検討会や研修会を開催することにより、相談員の継続的な資質向上を図る必要がある。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
の防止と救済の防止と救済の防止と救済の防止と救済の防止と救済の対域能の充実		<ul> <li>○電話や対面のみならず、電子申請等を活用した消費生活相談体制の構築により、相談しやすい体制づくりに努め、これまで顕在化していなかった消費者相談の掘り起こしと消費者被害の救済を図る。</li> <li>・電子申請での相談件数 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 相談件数 55件 60件 110件 94件</li> <li>・メール等での相談件数 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 相談件数 16件 22件 19件 9件</li> </ul>	消費生活・ 文 と地方所以 と おり と は から は	【自己評価】 電話による相談をためらう方のため に、電子申請等により受付を行い、そ の後の相談に繋げることで被害の救済 を図ることができた。  【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化し てきており、今後も支援が必要であ る。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施推策進		取組	事	業内容・	実施状況	兄			担当課等	自己評価等
(1)消費生活相談体制及び相談機能の充実	、肖貴三岳目炎本則及が目炎後と)る	市町村の 消費員の 相談対対の向 上支援	<ul> <li>市町村の消費生活相談対応 員等を対象とした研修会や、 や啓発への助言を行う指定注 ことにより、市町村の相談対応機能の充実を図る。</li> <li>・消費生活相談員研修会の 対象年度 開催日 受講者数</li> <li>・市町村消費生活相談員等 対象年度 開催回数 受講者数</li> <li>・市町村消費生活相談員等 対象年度 開催回数</li> <li>・消費生活相談アドバイザー: 対象年度 開催回数(市町村分)</li> <li>・県消費生活センターに指定 対象年度 指定消費生活相談員</li> </ul>	事例を学ぶ 調費生活の向 開催(再排 R3 R4.2.14 43人 レベルアップ R3 - 法律相談: R3 - 法律相談: R3 - は 現場 に は に に に に に に に に に に に に に に に に に	ための検記 談員を見り 上を支援し 8) R4 R4-9.1~9.2 52人 研修会の R4 1回 36人 会 R4 - 変事例検記 R4 4回	r 会を開催 消費生活 が、もって原 R5 R5.9.7~9.8 56人 開催 (再 R5 1回 36人 R5 - - 対会の開催 R5 4回	まする。また センターに可 全体の相 R6 R6.10.29 41人 掲り R6 1回 46人	R7	消費生活・文化課 各地方振興事務では、 を を を は り 一 に (仙 の に の の の の の の の の の の の の の の の の の	【自己評価】 市町村相談員を対象に、相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例検討会等、相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。市町村消費生活相談員等法律相談会は、アドバイザー弁護士事例検討会を各圏域で実施しているため、実施しなかった。  【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきているため、今後も、事例検討会や研修会を開催することにより、相談員の継続的な資質向上を図る必要がある。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
			○新たな消費者トラブル及び消	費者事故の	)発生等を	重点推進 防止する	・ 項目 ため、独立		消費生活・	【自己評価】 様々な媒体を通して積極的な情報
3 消費者被害の防止と救済 (	,		国民生活センターが運用するやSNSを活用した情報の料発に努め、積極的に情報を提・常時、県のホームページに最対象年度情報提供・毎月1回、情報誌「みやぎば 括支援センターと訪問介護・対象年度 地域包括支援センター訪問介護事業所メール配信期間	最載、関係格 供すること 出新情報を持 R3 〇 の消費生活 事業所にメ R3 79か所 106か所	幾関への情で、消費者 掲載し、情 R4 〇 :情報」をイ ールを配信 R4	情報提供等 報の提供 R5 〇 F成・配布 する。 R5 83か所 106か所	等を迅速に 三然防止を を行う。 R6 ○ 「するとともに R6 83か所 106か所	行うなど啓 :図る。 R7 こ、地域包 R7	各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	提供等による啓発活動を行った。 国からの補助金を活用し、令和5年度に作成した消費者啓発動画を若年層や高齢者等に対してSNS等で配信を行い、啓発活動の媒体を増加させ、さらなる普及啓発に努めた。学校向けの副教材は、高校生向けには電子ブック化を行い全校に配付した。 【課題と今後の対応等】対象別に、より効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。
2) 消費者被害の未然防止	うりょう	各種媒体 を活用した ① 消費者トラ ブル等の情 報提供	○新聞をはじめとする各種情報 び配布等を積極的に行うこと 者事故に関する情報の提供( ・各種啓発用資料の作成・西 対象・年度 作成・配布総数 資料の種類 「ほびたち、わたしたちのくらしを考えよ: 「知っておこう! 消費基礎知識 「知っておこう! 消費基礎知識 「知っておこう! ごれだけは 「消費生活センターに相談してくださし ・新聞等への記事掲載、テレ	こより、広く に努める。 され R3 59,000部 リーフレット 3種類 17,000部 16,000部 126,000部	R4 86,000部 リーフレット 4種類 17,000部 16,000部 27,000部 26,000部	R5 55,500部 リーフレット 3種類 15,500部 15,000部	R6 28,500部 リーフレット 3種類 15,500部 13,000部			「 <b>今後の方向性</b> 」 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
			対象年度 新聞 広報誌等 テレビ  ラジオCM  「内部が送回数 FM放送回数 放送期間  SNS等  配信期間	R3 1510 40 - x 250 x 260 R3.9~ R4.2	R4 131回 3回 - 72回 72回 R4.11~ R5.3	R5 124回 2回 46回 45回 45回 R5.9~ R6.1 R6.2~ R6.3	R6 124回 - 100回 - - - R6.9~ R6.12	R7		
			・各種啓発用品の作成 対象年度 作成	R3 -	R4	R5 〇 重点推進	R6 〇	R7		

道	取組	事	業内容・	実施状法	況			担当課等	自己評価等	
		○県消費生活センターや県庁ロ り、時代に対応した身近な消! 防止を図る。						1.消費生活•	【自己評価】 パネル展を開催し、悪徳商法の事 例や対応方法、SDGsに関する知 識等を一般消費者向けに展示した。	
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	各地方振興 事務所県民	また、パネルやDVDを、市町村や学村等に貸し出し、消費者啓発活動を支援した。	
		パネル展示	10	3回	2回	1回		サービスセン		
		パネルの貸し出し	-	10	_	2回		ター(仙台を		
İ		ビデオ・DVDの貸し出し 9回 8回 3回 3回 除く)			•	【課題と今後の対応等】				
	。展示会で	○消費生活講座の開設、消費 立つ内容を集約した「消費生 び知識の普及啓発を行い消費	活展」を開催	し、消費	生活に関			(金融広報 委員会)	展示の機会を増やし、より多くの県民の目に触れるようにするとともに、啓発物の貸出を行っていることをさらに知し、各自治体や団体の啓発活動寄与する。	
	②の啓発	宮城県金融広報委員会とも 費生活とお金のこと〜」をテ-							【今後の方向性】 □拡充 ■ 維持 □縮小 □廃止	
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7			
		来場者数	371人	_	406人	-				
		開催期間	R3.12.14~	_	R5.12.19~	_				
			R3.12.17		R5.12.22					
費者被害の防止と敗済消費者被害の未然防止		│ ○当費者を対象に消費生活に	関する出前講	応を盟	催すること	 	費者の関	消費生活・	【自己評価】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と		○消費者を対象に消費生活にいいの高いテーマ、消費者トラフ意識啓発を図る。 ・出前講座の開催(R4年度県消費生活センター実施対象年度開催回数/受講者数石者対象高齢者対象福祉関係者対象所一般対象	計:59回/ 分 R3 20回 / 718 6回 / 44 12回 / 25 0回 / (0	1,544 1,544 8人 17 11人 6[ 7人 9[ 0人 0]	情報を提 人) R4 回 / 589。 回 / 335。 回 / 232。	供し、消費 人 25回 / 人 4回 / 人 15回 / 人 1回 / 人 2回 /	R5 860人 363人 365人 30人 17人	文化課	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成や	
を 書 の ま 然 防		心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施: 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 福祉関係者対象 ・一般対象 事業者・団体対象	計:59回/ 分 R3 20回 / 718 6回 / 44 12回 / 25 0回 / ( 2回 / 20	1,544 1,544 8人 17 11人 6[ 7人 9[ 0人 0]	人)  R4 回 / 589。 回 / 335。回 / 232。回 / 0。 回 / 22。回 / 0。	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられているが 談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。 【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成が	
を 語の ま然 防		心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施: 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 福祉関係者対象 町一般対象 事業者・団体対象	計:59回/ 分 R3 20回 / 718 6回 / 44 12回 / 25 0回 / ( 2回 / 20 0回 / (	1,544 1,544 8人 17 1人 6匝 7人 9匝 0人 0匝 0人 0匝	人) R4 回 / 589 回 / 335 回 / 232 回 / 0 回 / 22	供し、消費 人 25回 / 人 4回 / 人 15回 / 人 1回 / 人 2回 /	R5 860人 363人 365人 30人 17人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられているが 談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。 【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成が電子化等による啓発方法の見直し	
を 語の ま然 防		心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施: 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 福祉関係者対象 ・一般対象 事業者・団体対象	計:59回/ 分 R3 20回 / 718 6回 / 44 12回 / 25 0回 / ( 2回 / 20	1,544 1,544 88人 171 1人 6位 7人 9位 0人 0位 0人 0位	人)  R4 回 / 589。 回 / 335。回 / 232。回 / 0。 回 / 22。回 / 0。	供し、消費 人 25回 / 人 4回 / 人 15回 / 人 1回 / 人 2回 /	R5 860人 363人 365人 30人 17人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられているが 談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成が電子化等による啓発方法の見直し求められている。 【今後の方向性】	
者被害の未然防		心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施: 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 一般対象 事業者・団体対象 対象年度 開催回数/受講者数 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 44: 12回 / 25: 0回 / ( 2回 / 2( 0回 / ( 43回 / 1,27 17回 / 71: 12回 / 29:	1,544 1,544 8人 17/ 11人 6匹 7人 9匹 0人 0匹 0人 0匹 17人 11人	人)  R4 回 / 589。 回 / 335。回 / 232。回 / 0。 回 / 22。回 / 0。	供し、消費 人 25回 / 人 4回 / 人 15回 / 人 1回 / 人 2回 /	R5 860人 363人 365人 30人 17人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられているが 談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成が電子化等による啓発方法の見直し求められている。 【今後の方向性】	
者被害の未然防		心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 一般対象 事業者・団体対象 対象年度 開催回数/受講者数 本高齢者対象 不高齢者対象 電池関係者対象 活者対象	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 44: 12回 / 25: 0回 / 0 2回 / 20 0回 / 0 R6 43回 / 1,27 17回 / 71: 12回 / 29: 9回 / 12:	1,544 1,544 8人 17 1人 6[ 7人 9] 0人 0[ 0人 0] 0人 0[ 17人 1人 1人	人)  R4 回 / 589。 回 / 335。回 / 232。回 / 0。 回 / 22。回 / 0。	供し、消費 人 25回 / 人 4回 / 人 15回 / 人 1回 / 人 2回 /	R5 860人 363人 365人 30人 17人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられているが 談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。 【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成が電子化等による啓発方法の見直し求められている。 【今後の方向性】	
者被害の未然防	講演会,	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施: 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 一般対象 事業者・団体対象 対象年度 開催回数/受講者数 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 44: 12回 / 25: 0回 / 0 2回 / 20 0回 / 0 R6 43回 / 1,27 17回 / 71: 12回 / 29: 9回 / 12: 3回 / 9:	1,544 1,544 8人 17/ 11人 6匹 7人 9匹 0人 0匹 0人 0匹 17人 11人	人)  R4 回 / 589。 回 / 335。回 / 232。回 / 0。 回 / 22。回 / 0。	供し、消費 人 25回 / 人 4回 / 人 15回 / 人 1回 / 人 2回 /	R5 860人 363人 365人 30人 17人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられているが 談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。 【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成が電子化等による啓発方法の見直し求められている。 【今後の方向性】	
を 書 の ま 然 防	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 福祉関係者対象 一般対象 事業者・団体対象 若島着者対象 福祉関係者対象 石島齢者対象 石島地域の受講者数 若高齢者対象 石高齢者対象 石高齢者対象 石高齢者対象 石高齢者対象 石高齢者対象 石温地関係者対象 石高齢者対象 石温地関係者対象 石温地関係者対象 石温地関係者対象 石温地関係者対象 石温地関係者対象 石温地関係者対象 石温地関係者対象 石品世別を 日間では、アンター実	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 44 12回 / 25 0回 / ( 2回 / 20 0回 / ( 17回 / 71: 17回 / 71: 12回 / 29 9回 / 12: 3回 / 95 2回 / 54	1,544 1,544 1,544 1,544 1,54 1,54 1,54 1	大) R4 回 / 589。 回 / 335。 回 / 232。 回 / 0。 回 / 22。 回 / 0。 R7	供し、消費	RS 860人 363人 365人 365人 17人 85人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、文象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界かり、啓発活動を行える人材の育成が電子化等による啓発方法の見直し求められている。  【今後の方向性】	
せい きょう きょう ない きょう おき の 未 然 防	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 福祉関係者対象 一般対象 事業者・団体対象 対象年度 開催回数/受講者数 若着対象 有論者対象 福祉関係者対象 一般対象 事業者・団体対象	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 44 12回 / 25 0回 / ( 2回 / 20 0回 / ( 17回 / 71 12回 / 29 9回 / 12 3回 / 90 2回 / 5	1,544 8人 17 1人 6 7人 9 0人 0 0人 0 0 1 1人 1 1人 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	大) R4 回 / 589。回 / 335。回 / 232。回 / 0。回 / 22。回 / 0。R7	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人 85人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、文象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界かり、啓発活動を行える人材の育成が電子化等による啓発方法の見直し求められている。  【今後の方向性】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 福祉関係者対象 一般対象 事業者・団体対象 若者対象 有論者対象 福祉関係者対象 可能対象 若者対象 不高齢者対象 高齢者対象 事業者・団体対象 といる。 「一般対象 事業者・団体対象 を見解として、アード、対象年度	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 44 12回 / 25 0回 / ( 2回 / 20 0回 / ( 43回 / 1,27 17回 / 71: 12回 / 29: 9回 / 12: 3回 / 9: 2回 / 54 施分	1,544 8人 17 1人 6匠 7人 9匠 0人 0匠 0人 0匠 1人 1人 1人 1人 1人 1人 4人 9人 4人	大) R4 回 / 589。回 / 335。回 / 232。回 / 0。回 / 22。回 / 0。 R7  R4 回 / 955。	供し、消費	R5 860人 363人 365人 365人 17人 85人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成や電子化等による啓発方法の見直し、求められている。  【今後の方向性】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 福祉関係者対象 一般対象 事業者・団体対象 対象年度 開催回数/受講者数 若高齢者対象 福祉関係者対象 「高齢者対象 福祉関係者対象 「高齢者対象 福祉関係者対象 「不同を対象」 「不同を対象 「不同を対象」 「不同を対象。 「不同を対象」 「不同を対象」 「不同を対象。 「不同を対象」 「不同を対象」 「不同を対象」 「不同を対象」 「不同を対象。 「不同を対象」 「不同を対象」 「不同を対象。 「不同を対象」 「不同を対象。 「不同を一定 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不可能力 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不可能力 「一。 「不同を一。 「不可能力 「一。 「不可能力 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一 「一 「 一 「	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 44 12回 / 25 0回 / ( 2回 / 26 0回 / ( 2回 / 27 17回 / 71 12回 / 29 9回 / 12 3回 / 90 2回 / 5 施分 R3 44回 / 1,49 13回 / 85 25回 / 460	1,544 8人 17 1人 6 7人 9 0人 0 0人 0 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 4人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1	R4	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人 85人 1,395人 550人 654人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている材談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやないように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成や電子化等による啓発方法の見直し、求められている。  【今後の方向性】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 一般対象 事業者・団体対象 対象年度 開催回数/受講者数 若高齢者対象 石高齢者対象 不高齢者対象 不高齢者対象 不同を対象 を見解してシター実 対象年度 開催回数/受講者数 若高齢者対象 福祉関係者対象 にいてシター実 対象年度 開催回数/受講者数 不同能対象 不可体対象 不可体対象 不可体対象 不可体対象 不同能対象 不同能対象 不同能対象 不可能対象 不同能対象 不同能対象 不可能対象 不同能対象 不同能対象 不同能対象 不同能対象 不同能対象 不同能対象 不同能対象 不同能対象 不同能対象 不同能対象 不可能対象 不可能対象 不可能可能的 不可能的 不可能的 不可能的 不可能的 不可能的 不可能的 不可	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 44 12回 / 25 0回 / ( 2回 / 26 0回 / ( 2回 / 26 0回 / ( 3回 / 1,27 17回 / 71: 12回 / 29 9回 / 12: 3回 / 95 2回 / 54 施分 R3 44回 / 1,49 13回 / 85: 25回 / 466 1回 / 15	1,544 8人 17 1人 6匠 7人 9匠 0人 0匠 0人 0匠 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人	R4 回 / 589。 回 / 335。 回 / 232。 回 / 0。 回 / 22。 回 / 0。 R7 R7 R7 R7	供し、消費	85 860人 363人 365人 30人 17人 85人 1,395人 550人 654人 152人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている村談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成や電子化等による啓発方法の見直し、求められている。	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 高齢者対象 福祉関係者対象 一般対象 事業者・団体対象 対象年度 開催回数/受講者数 若高齢者対象 福祉関係者対象 「高齢者対象 福祉関係者対象 「高齢者対象 福祉関係者対象 「不同を対象」 「不同を対象 「不同を対象」 「不同を対象。 「不同を対象」 「不同を対象」 「不同を対象。 「不同を対象」 「不同を対象」 「不同を対象」 「不同を対象」 「不同を対象。 「不同を対象」 「不同を対象」 「不同を対象。 「不同を対象」 「不同を対象。 「不同を一定 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不可能力 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不同を一。 「不可能力 「一。 「不同を一。 「不可能力 「一。 「不可能力 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一。 「一 「一 「 一 「	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 44 12回 / 25 0回 / ( 2回 / 20 0回 / ( 2回 / 20 0回 / ( 2回 / 30 17回 / 71 12回 / 29 9回 / 12 3回 / 9 2回 / 5 施分 R3 44回 / 1,49 13回 / 85 25回 / 460 1回 / 19 3回 / 12	1,544 8人 17 1人 6匹 7人 9匹 0人 0匹 0人 0匹 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 9人 4人 9人 0匹 0人 0匹 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	R4	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人 85人 550人 654人 152人 39人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成や電子化等による啓発方法の見直し、求められている。  【今後の方向性】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施・ 対象年度 開催回数/受講者数 若者対象 内高齢者対象 福祉関外象 事業者・団体対象 対象年度 開催の数/受講者数 若島齢者対象 福祉関外象 電社関外象 事業者・団体対象 各県民サービスセンター実 対象年度 開催の数/受講者数 活・団体対象 不高齢者対象 福祉関外象 事業者・団体対象 を見たフレンター実 対象年度 開催の数/受講者数 活・団体対象 を見たフレンター実 対象年度 開催の数/受講者数 活・団体対象 を見たフレンター実 対象年度 開催の数/受講者数 活・団体対象 を見たフレンター実 対象をは対象 にいたのである。 一般対象 事業者・団体対象 を見たのである。 一般対象 にいたのでのである。 一般対象 にいたのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 441 12回 / 251 0回 / 0 2回 / 20 0回 / 0 R6 43回 / 1,27 17回 / 71: 12回 / 29: 3回 / 90 2回 / 50  施分 R3 44回 / 1,49 13回 / 85: 25回 / 460 1回 / 10 3回 / 12 2回 / 40	1,544 8人 17 1人 6匹 7人 9匹 0人 0匹 0人 0匹 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 9人 4人 9人 0匹 0人 0匹 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	R4 回 / 589。回 / 335。回 / 232。回 / 0。回 / 22。回 / 0。 R7  R7  R4 回 / 955。回 / 498。回 / 457。回 / 0。回 / 0。	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人 85人 550人 654人 152人 39人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成や電子化等による啓発方法の見直し、求められている。  【今後の方向性】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催回数/受講者数 若高齢型外象 一般対象 事業者・団体対象 石・一般対象 「高齢型が象」 一般対象 「高齢型が多いでは、一般対象 「一般対象」 「一般対象 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象 「一般対象」 「一般対象 「一般対象」 「一般対象 「一般対象 「一般対象 「一般対象 「一般対象 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象 「一般 「一般対象 「一般対象 「一般対象 「一般 「一般対象 「一般対象 「一般対象 「一般 「一般 「一般対象 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般	計:59回/ 分 R3 20回 / 718 6回 / 444 12回 / 25 0回 / 位 2回 / 26 0回 / 位 2回 / 27 17回 / 71 12回 / 29 9回 / 122 3回 / 92 2回 / 54 施分 R3 44回 / 1,49 13回 / 85 25回 / 46 1回 / 19 3回 / 12 2回 / 46 R6	1,544 8人 17/ 11人 6店 7人 9店 0人 0店 0人 0店 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 9人 4人 9人 0日 1人 0日 1日 0	R4 回 / 589。回 / 335。回 / 232。回 / 0。回 / 22。回 / 0。 R7 R7 R7 R7 R7 R7 R7	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人 85人 550人 654人 152人 39人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、文象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界かり、啓発活動を行える人材の育成が電子化等による啓発方法の見直し求められている。  【今後の方向性】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識 啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催 国数/受講者数 若	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 441 12回 / 251 0回 / (20) 0回 / (20) R6 43回 / 1,27 17回 / 711 12回 / 291 9回 / 122 3回 / 54  施分 R3 44回 / 1,49 13回 / 851 25回 / 466 1回 / 16 30 / 12 20 / 44	1,544 1,544 8人 17/ 1人 6匠 7人 9匠 0人 0匠 0人 0匠 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人	R4 回 / 589。回 / 335。回 / 232。回 / 0。回 / 22。回 / 0。 R7  R7  R4 回 / 955。回 / 498。回 / 457。回 / 0。回 / 0。	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人 85人 550人 654人 152人 39人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成や電子化等による啓発方法の見直し、求められている。  【今後の方向性】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催回数/受講者数 若高齢型外象 一般対象 事業者・団体対象 石・一般対象 「高齢型が象」 一般対象 「高齢型が多いでは、一般対象 「一般対象」 「一般対象 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象 「一般対象」 「一般対象 「一般対象」 「一般対象 「一般対象 「一般対象 「一般対象 「一般対象 「一般対象」 「一般対象」 「一般対象 「一般 「一般対象 「一般対象 「一般対象 「一般 「一般対象 「一般対象 「一般対象 「一般 「一般 「一般対象 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般 「一般	計:59回/ 分 R3 20回 / 718 6回 / 444 12回 / 25 0回 / 位 2回 / 26 0回 / 位 2回 / 27 17回 / 71 12回 / 29 9回 / 122 3回 / 92 2回 / 54 施分 R3 44回 / 1,49 13回 / 85 25回 / 46 1回 / 19 3回 / 12 2回 / 46 R6	1,544 1,544 8人 17/ 1人 6匠 7人 9匠 0人 0匠 0人 0匠 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人	R4 回 / 589。回 / 335。回 / 232。回 / 0。回 / 22。回 / 0。 R7  R7  R4 回 / 955。回 / 498。回 / 457。回 / 0。回 / 0。	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人 85人 550人 654人 152人 39人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成や電子化等による啓発方法の見直し、求められている。  【今後の方向性】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識 啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県消費生活センター実施 対象年度 開催を割り 対象 福祉関係者対象 不高齢 報子・団体対象 事業者・団体対象 事業者・団体対象 事業者・団体対象 若も者対象 清齢 関係 大き 一度 開催 の数/受講者数 若も者 対象 高齢 関係 大き 一般 対象 事業者・団体 対象 事業者・団体 対象 有る 一般 対象 下度 開催 の数/受講者数 若も者 対象 清 に 一般 対象 下度 開催 の数/受講者数 若る 対象 不同 がまる おりまる 大き に から に か	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 441 12回 / 251 0回 / 0 2回 / 20 0回 / 0 R6 43回 / 1,27 17回 / 711 12回 / 29 9回 / 12 3回 / 9 2回 / 5  施分 R3 44回 / 1,49 13回 / 85 25回 / 46 1回 / 19 3回 / 12 3回 / 12 3回 / 12 3回 / 12 3回 / 85 25回 / 46 10 / 14 30 / 12 20 / 4	1,544 1,544 8人 17/ 11人 6[ 7人 9[ 0人 0[ 0人 0[ 17人 1] 11人 1 11人 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11	R4 回 / 589。回 / 335。回 / 232。回 / 0。回 / 22。回 / 0。 R7  R7  R4 回 / 955。回 / 498。回 / 457。回 / 0。回 / 0。	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人 85人 550人 654人 152人 39人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成や電子化等による啓発方法の見直し、求められている。  【今後の方向性】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識 啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 開進生活センター実施 対象 生	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 441 12回 / 251 0回 / (0 2回 / 20 0回 / (0 2回 / 20 0回 / (0 2回 / 20 17回 / 71 12回 / 29 9回 / 12 3回 / 99 2回 / 54  施分 R3 44回 / 1,49 13回 / 85 25回 / 460 1回 / 1 3回 / 12 2回 / 44  R6 94回 / 1,87 23回 / 65 62回 / 1,02 4回 / 10 3回 / 66	1,544 8人 17/ 11人 6匠 7人 9匠 0人 0匠 0人 0匠 11人 11人 11人 11人 11人 11人 11人 11人 11人 11人	R4 回 / 589。回 / 335。回 / 232。回 / 0。回 / 22。回 / 0。 R7  R7  R4 回 / 955。回 / 498。回 / 457。回 / 0。回 / 0。	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人 85人 550人 654人 152人 39人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている材談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやないように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界がり、啓発活動を行える人材の育成や電子化等による啓発方法の見直し、求められている。  【今後の方向性】	
せい おおお おお お と な と な と な と な と な と な と な と	講演会, ③ 出前講座	心の高いテーマ、消費者トラフ 意識 啓発を図る。  ・出前講座の開催(R4年度 県 消費生活センター実施 対象年度 開催を対象 を	計:59回/分 R3 20回 / 718 6回 / 441 12回 / 251 0回 / 0 2回 / 20 0回 / 0 2回 / 20 17回 / 71 12回 / 29 9回 / 12 3回 / 99 2回 / 54  施分 R3 44回 / 1,49 13回 / 18 13回 / 19 25回 / 46 13回 / 19 25回 / 46 13回 / 19 30 / 66	1,544 1,544 8人 17/ 1人 6匠 7人 9匠 0人 0匠 0人 0匠 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人 1人	R4 回 / 589。回 / 335。回 / 232。回 / 0。回 / 22。回 / 0。 R7  R7  R4 回 / 955。回 / 498。回 / 457。回 / 0。回 / 0。	供し、消費	R5 860人 363人 365人 30人 17人 85人 550人 654人 152人 39人	文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を	相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている大談事例や注意する点等について、文象者ごとに内容を調整し、分かりやいように寸劇等も取り入れ、注意喚を行った。  【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界かり、啓発活動を行える人材の育成が電子化等による啓発方法の見直し求められている。  【今後の方向性】	

施推策進	取組	事	業内容・	実施状況	況			担当課等	自己評価等
		○消費者教育を継続的に受けら の求めに応じて、出前講座等を			舌展」などの	のイベントや	·町内会等	消費生活・ 文化課	【自己評価】 様々な媒体をとおして積極的な情報提供を行い啓発活動を行った。令和6年度は消費生活展に代えて民
ļ		・出前講座 対象年度	R3	R4	R5	R6	D7		間イベントへのブース出展を行った。ま
		回数	64回	K4 59回	95回	137回	R7		た、テレビCMに加え各種SNS等で
							I		広告を行った。
		・消費生活展 対象年度	R3	R4	R5	R6	R7		【課題と今後の対応等】
		開催期間	R3.12.14~	_	R5.12.19∼	民間イベントへのブース出	107		広報活動について、関係機関と連
		世界月日	R3.12.17		R5.12.22	展			携しながら今後も継続して実施し、普及啓発を図っていく。
		○警察等と連携した街頭啓発や を活用して、特殊詐欺被害の:			に広報、消	費生活サ	ポーター等		【今後の方向性】   □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
	地域の見	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7		
	守り体制の	みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン	4回	4回	4回	4回			
3	り 構築等【再 掲】	○県ホームページやラジオ、情報 等に関する注意喚起や成年後 ついての啓発を行う。							
) )/		対象年度	R3	R4	R5 -	R6	R7		
消費		Facebookでの情報発信 ラジオ広報	10件 51件	15件 144回	90回	_			
生		情報誌(オーレ)への掲載	4回	3回	2回	_			
— 3 活		YouTube開設 Xでの情報発信	0	0	43回	85,397回			
上		テレビCMでの情報発信	_	_	- -	100回			
消 特費 に		各種SNS等での情報発信	_	_	_	1,280,745回			
害の防止とす		<ul><li>○地域包括支援センターを中心 者被害に関する情報の提供、</li></ul>	–		者の見守		2 3 関係	長寿社会政策課	【自己評価】 「成年後見制度の利用の促進に関
と す 救 る									する法律」及び「成年後見制度利用  促進基本計画」に基づき、市町村や
済 消		・成年後見制度に関する研修		D.4	l pr	I D.C	D.7		関係者に対する研修や相談対応を
費		対象年度 開催回数	R3 2回	R4 2回	R5 2 回	R6 3 回	R7		行うとともに、令和6年度には、市町
者		受講者数	87人	61人	49人	147人			村向けの成年後見制度に関する研
へ の		· 高齢者虐待対策機能強化			8口:特別	定非営利流	舌動法人		修を拡充し、市町村の体制整備を引援した。
支		宮城福祉オンブズネットエール 対象年度	/への委託 R3	事業) R4	R5	R6	R7		「細胞し会然の対応答】
援		相談受付件数	155件	148件		90件			【課題と今後の対応等】 今後、認知症高齢者等の増加に
		うち成年後見制度に関	4件	11件	8件	4件			い,成年後見制度の利用ニーズは
	- 一	わる相談件数							大すると考えられる。関係機関と連携
	成年後見 ② 制度等の								しながら、市町村の体制整備を支援
į	普及等								し、成年後見制度の適切な利用がられるように取り組む必要がある。
									つれてるようになり心気が必る。
									【今後の方向性】
									□拡充 ■維持 □縮小 □廃止
					重点推進	<b></b> 其目	2		

施策		取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
		高齢者の ③ 権利の擁 護	<ul> <li>○高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図る。</li> <li>・高齢者虐待対策機能強化事業 (相談受付窓口:特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業) 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 相談受付件数 155件 148件 113件 90件</li> <li>・高齢者権利擁護推進研修の開催 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 開催回数 4回 4回 4回 4回 参加人数 377人 244人 423人 354人</li> </ul>	長寿社会政策課	【自己評価】 高齢者虐待対応等の相談窓口を 設置し相談に応じることで、市町村等 の高齢者権利擁護の取組を推進し た。また、高齢者の権利擁護等をテーマとする研修会等の開催を通して、市町村職員や施設従事者等に対して 高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行った。  【課題と今後の対応等】 虐待は、高齢者の権利が脅かされる 状況であることから、迅速な対応が求められる。早期発見・早期対応のため に、関係機関とのネットワーク構築及び連携体制の強化に努める。 【今後の方向性】
			重点推進項目 2		□拡充 ■維持 □縮小 □廃止
費者被害の防止と救	慮を必要とする消費者への	障害者の ④ 権利の擁 護	単二性連項目   2       ○障害者の権利の擁護に係る相談等に対応するための常設相談窓口を設置し、必要に応じて専門機関等との連携を図る。  ・相談窓口(社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会への委託)   対象年度   R3   R4   R5   R6   R7   相談件数   1,111件 1,255件 1,398件 1,386件   稼働日数   週6日   週6日   週6日   週6日   週6日   四6日   四7日   四	障害福祉課	【自己評価】 常設相談窓口を設置し、1,386件の電話があった。うち、精神障害者からの相談が約7割であり、不安感、人間関係、生活や就労等の多岐にわたる相談が寄せられた。身近に相談できる場所として繰り返し相談する方もおり、相談者に寄り添った対応を心がけた。状況に応じて地域の相談窓口や専門機関を紹介するなど十分な対応ができた。 差別相談センター・権利擁護センターについては、平日9時~17時まで専門員が常駐し、相談・通報等141件に対応した。また、関係機関・団体との連携を強化し、障害者虐待に関する通報や障害者差別に関する相談等に対応するともに、障害者及び養護者の支援を行うなど十分な対応ができた。  【課題と今後の対応等】 従来同様、専門機関との連携を図りながら、様々な障害への理解や福
	支援	心の健康 問題に関 する相談 支援事業	■点推進項目 2  ○精神保健福祉センター内に心の健康相談電話を設置して、県民の精神的健康の保持増進を図る。  ・心の健康相談電話  対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 相談件数 2,487件 2,956件 2,944件 2,786件 医療機関紹介 3件 3件 5件 1件 内関係機関紹介 20件 30件 22件 6件 訳助言指導 2,463件 2,923件 2,917件 2,779件 東所予約 1件 0件 0件 0件 0件	精神保健推進室	祉制度についての研修等を行い、相談員の資質向上に努め、相談体制を一層強化していく。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止  【自己評価】 相談件数は前年比で微減。相談窓口として広く認知されており、県民の精神的健康の保持増進に寄与することができている。  【課題と今後の対応等】 様々な悩みや心の問題を抱える方の増加が依然として懸念されることから、引き続き電話相談窓口を設置し、県民の精神的健康の保持増進に努める。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施推策進		取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
		消費者から	○消費者からの苦情の申出に対して、適切な調査、助言、あっせんその他必要な措置を行う。また、消費者からの苦情の申出のうち、専門的な対応が必要な事案については、弁護士会、司法書士会、法テラス等専門機関の紹介又は仲介を行うなど的確な対応に努める。	消費生活・ 文化課	【自己評価】 高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者をあっせんするなど、各相談の適切な対応に取り組んだ。
		の苦情に 対する調 査・助言・ あっせん及 び専門機 関の紹介 等	<ul> <li>・県相談機関関係分 (消費生活センター及び県民サービスセンター)</li> <li>対象年度</li> <li>相談受付件数</li> <li>うちあっせん件数</li> <li>230件</li> <li>245件</li> <li>203件</li> <li>358件</li> </ul>	各地方振興 事務所県民 サービスセン ター(仙台を 除く)	【課題と今後の対応等】 今後も高齢者や自主的に事業者と 交渉することが困難な相談者の相談 があると予想される。また、副業トラブ ルの増加による若年者の消費者トラブ ル増にも注意が必要であり、どちらも適 切な対応が求められる。 【今後の方向性】
			重点推進項目 3		□拡充 ■維持 □縮小 □廃止
	4		単点推進項目   3   3   3   3   3   3   3   3   3	消費生活· 文化課	【自己評価】 申出に至る事案はなかった。なお、 相談件数の多い事案や相談内容に より、景品表示法や特定商取引法等 の法律を根拠として個別に調査・指導 を行っている。
有被害の	責旨 皮害 の広 大	条例第41 条の申出 ② に対する対 応			【課題と今後の対応等】 違反性が高いと思われる相談については、速やかに相談員と法執行担当者との情報共有がなされるよう、今後とも連携を図りながら対処していく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
防止と救済	上皮髻		○消費者関係法令及び条例等に反する不適正な事業活動を行っていることが疑われる事業者に対して、その実態等を調査し、消費者被害の拡大を防止するため 当該事業者に対する指導等を行うほか、関連情報の提供を行い、適正な取引 行為等の確保に努める。	消費生活· 文化課	【自己評価】 消費者相談等から覚知した違反被 疑事案に対する調査を実施し、必要 に応じて指導・注意喚起を行うことが できた。
i	汝	不適正な 取引行為 ③ の調査・指 導等【再 掲】	・不適正な取引行為を行った事業者への指導等         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         聴き取り等調査件数       2件       2件       7件       10件         うち注意喚起       1件       0件       0件       1件         うち行政指導       0件       0件       0件       0件         うち行政処分       0件       0件       0件       0件		【課題と今後の対応等】 今後も消費生活相談員との情報共 有による連携を図り、行政指導等に よって適正な取引行為等の確保に努 めていく。 【今後の方向性】
					□拡充 ■維持 □縮小 □廃止
			○消費生活相談の対象となった商品・サービスの効能、欠陥の有無等について、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構等の専門機関に診断を依頼するなど、原因の究明に努める。  ・依頼先, 件数	消費生活・ 文化課 各地方振興	【自己評価】 令和6年度は事案はなかった。 【課題と今後の対応等】 今後も適宜、専門機関の活用を
		<ul><li>商品等の 検査</li></ul>	対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 製品評価技術基盤機構	事務所県民 サービスセン ター(仙台を	図っていく。 【 <b>今後の方向性</b> 】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
				除()	
			重点推進項目 3		
					!

他 推 策 進	取組	事:	業内容・	実施状況	兄			担当課等	自己評価等
		○多重債務問題の解決に向け、 談窓口に訪れる機会を提供す 「心の健康相談」を併せて実施	るとともに、					文化課	【自己評価】 全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、無料相談会を開催 した。併せて、保健福祉事務所等と
		・「多重債務者相談マニュアル対象年度	~宮城版   R3	〜」に基づ R4		処理の実 R6		各地方振興 事務所県民	連携して心の健康相談を実施した。
		相談処理	10件	13件	R5 7件	6件	R7	サービスセン ター(仙台を	【課題と今後の対応等】 引き続き無料相談会を実施し、多
		・多重債務無料相談会の実施 宮城県多重債務問題対	_	主催により	)、全国一	·斉多重債	務者相談	除<)	重債務問題への対応を図る。
		キャンペーンに合わせ、11月 た、精神保健推進室と連打 「心の健康相談」も実施し	<b>隽して、無</b> り						【 <b>今後の方向性】</b> □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
		一斉相談会							
	多重債務	対象年度	R3.11.26~	R4.11.26~	R5.12.1~	R6.11.30~	R7	(金融広報	
	⑤ 問題に関する取組	開催期間	R3.11.28	R4.11.28	R5.12.17	R6.12.2		委員会)	
	7 04/11	開催場所	県庁	県庁	県庁	県庁			
		相談者数	10人	13人	7人	6人			
		·宮城県多重債務問題対策							
		対象年度	R3	R4	R5	R6.8.30	R7		
		開催日				対面開催			
4		^=\	=63%.001		クチはマ	h1-11h > ±	. +		
я О		・金融広報委員会と協力して 各種研修会で配布した。	、啓発用り	ーノレット	多里頂在	<b>分に削りなり</b>	ハこめに」を		
消費		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7		
者		啓発用リーフレット配布	0	0	0	_			
の拡大性		  ○消費者からの苦情申出のうち、	解決が萎	1 /田雄#				沙里井江	
ル I Rist		者被害救済委員会」を開催し						消費生活· 文化課	【自己評価】 委員会へ付する案件がなく、開催 し。
防止と		者被害救済委員会」を開催し	, あっせん	又は調停					委員会へ付する案件がなく、開催
防止と被			, あっせん	又は調停					委員会へ付する案件がなく、開催 し。 【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付
防止と被害	兴盛老姑	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委 対象年度 開催回数	,、あっせん 員会の開催	又は調停 R4 ー	をすること R5 -	こより解決 R6 -	を目指す。		委員会へ付する案件がなく、開催 し。 【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出
防止と被害者	消費者被	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委 対象年度	,、あっせん 員会の開催	又は調停	をすること	こより解決	を目指す。		委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】  平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点から
防止と被害者の		者被害救済委員会」を開催し  ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ・宮城県消費者被害救済委員	<ul><li>、あっせん</li><li>員会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>員会 あっ</li></ul>	文は調停	をすること R5 - - の開	こより解決 R6 - -	を目指す。 R7		委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】  平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点から
防止と被害者	<b>害救済委</b>	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委 対象年度 開催回数 開催日 ・宮城県消費者被害救済委 対象年度	、あっせん <b>員会の開催</b> R3 -	又は調停 崔 R4 - -	をすること R5 - -	こより解決 R6 - - E	を目指す。		委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあったができるよう努める。
防止と被害者の救	⑥ 害救済委 員会のあっ	者被害救済委員会」を開催し  ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ・宮城県消費者被害救済委員	<ul><li>、あっせん</li><li>員会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>員会 あっ</li></ul>	文は調停	をすること R5 - - の開	こより解決 R6 - -	を目指す。 R7		委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあったができるよう努める。  【今後の方向性】
防止と被害者の救	⑥ 害救済委 員会のあっ	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委員会」を開催し対象年度開催回数開催日 ・宮城県消費者被害救済委員対象年度開催回数	<ul><li>、あっせん</li><li>員会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>員会 あっ</li></ul>	文は調停	をすること R5 - - の開	こより解決 R6 - - E	を目指す。 R7		委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点が今後申出があった場合、適切なあったができるよう努める。  【今後の方向性】
防止と被害者の救	⑥ 害救済委 員会のあっ	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委員会」を開催し対象年度開催回数開催日 ・宮城県消費者被害救済委員対象年度開催回数	R3	又は調停 R4 - - せん調停部 R4 -	R5 - - - 部会の開作 R5 -	により解決 R6 - - E R6 -	を目指す。 R7 R7		委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点が一今後申出があった場合、適切なあったができるよう努める。  【今後の方向性】
防止と被害者の救	⑥ 害救済委 員会のあっ	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日 ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ○被害を受けた消費者の訴訟に 援する。	<ul><li>、あっせん</li><li>具会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>最会 あっ</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>(係る費用)</li></ul>	又は調停 R4 - - せん調停き R4 - -	R5 - - - - - い子の開作 R5 - -	でより解決 R6 単 R6	を目指す。 R7 R7	文化課	委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあらんができるよう努める。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
防止と被害者の救	⑥ 害救済委 員会のあっ	者被害救済委員会」を開催し  ・宮城県消費者被害救済委員会」を開催回数 開催日  ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ○被害を受けた消費者の訴訟に	R3	又は調停 R4 - - せん調停部 R4 -	R5 - - - 部会の開作 R5 -	により解決 R6 - - E R6 -	を目指す。 R7 R7	文化課	委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあったができるよう努める。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃」  【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。  【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないが、消
防止と被害者の救	⑥ 害救済委 員会のあっ	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日 ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ○被害を受けた消費者の訴訟に 援する。	<ul><li>、あっせん</li><li>具会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>最会 あっ</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>(係る費用)</li></ul>	又は調停 R4 - - せん調停き R4 - -	R5 - - - - - い子の開作 R5 - -	でより解決 R6 単 R6	を目指す。 R7 R7	文化課	委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあっんができるよう努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃山  【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。 【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないが、消費者保護の観点から事業を継続し
の方上と改済防止と被害者の救	審救済委 員会のあっ せん・調停 消費者の 介訴訟に対	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日 ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ○被害を受けた消費者の訴訟に 援する。	<ul><li>、あっせん</li><li>具会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>最会 あっ</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>(係る費用)</li></ul>	又は調停 R4 - - せん調停き R4 - -	R5 - - - - - い子の開作 R5 - -	でより解決 R6 単 R6	を目指す。 R7 R7	文化課	委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあっんができるよう努める。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃山 曹用の貸し付け実績はない。  【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないが、消
の方上と改済防止と被害者の救	害救済委 員会のあっ せん・調停 消費者の 訴訟に対 する費用の	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日 ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ○被害を受けた消費者の訴訟に 援する。	<ul><li>、あっせん</li><li>員会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>最会 あっ</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>(係る費用)</li></ul>	又は調停 R4 - - せん調停き R4 - -	R5 - - - - - い子の開作 R5 - -	でより解決 R6 単 R6	を目指す。 R7 R7	文化課	委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあっんができるよう努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃山 【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。 【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないが、消費者保護の観点から事業を継続し
の方上と改済防止と被害者の救	審救済委 員会のあっ せん・調停 消費者の 介訴訟に対	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日 ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ○被害を受けた消費者の訴訟に 援する。	<ul><li>、あっせん</li><li>員会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>最会 あっ</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>(係る費用)</li></ul>	又は調停 R4 - - せん調停き R4 - -	R5 - - - - - い子の開作 R5 - -	でより解決 R6 単 R6	を目指す。 R7 R7	文化課	委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出けないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあったができるよう努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃山  【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。 【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないが、消費者保護の観点から事業を継続しいく。 【今後の方向性】
の方上と改済防止と被害者の救	害救済委 員会のあっ せん・調停 消費者の 訴訟に対 する費用の	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日 ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ○被害を受けた消費者の訴訟に 援する。	<ul><li>、あっせん</li><li>員会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>最会 あっ</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>(係る費用)</li></ul>	又は調停 R4 - - せん調停き R4 - -	R5 - - - - - い子の開作 R5 - -	でより解決 R6 単 R6	を目指す。 R7 R7	文化課	委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出ないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあったができるよう努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃山  【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。 【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないが、消費者保護の観点から事業を継続しいく。 【今後の方向性】
の方上と改済防止と被害者の救	害救済委 員会のあっ せん・調停 消費者の 訴訟に対 する費用の	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日 ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ○被害を受けた消費者の訴訟に 援する。	<ul><li>、あっせん</li><li>員会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>最会 あっ</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>(係る費用)</li></ul>	又は調停 R4 - - せん調停き R4 - -	R5 - - - - - い子の開作 R5 - -	でより解決 R6 単 R6	を目指す。 R7 R7	文化課	委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出けないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあったができるよう努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃山  【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。 【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないが、消費者保護の観点から事業を継続しいく。 【今後の方向性】
防止と被害者の救	害救済委 員会のあっ せん・調停 消費者の 訴訟に対 する費用の	者被害救済委員会」を開催し ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日 ・宮城県消費者被害救済委員 対象年度 開催回数 開催日  ○被害を受けた消費者の訴訟に 援する。	<ul><li>、あっせん</li><li>員会の開催</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>最会 あっ</li><li>R3</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>-</li><li>(係る費用)</li></ul>	又は調停 R4 - - せん調停き R4 - -	R5 - - - - - い子の開作 R5 - -	でより解決 R6 単 R6	を目指す。 R7 R7	文化課	委員会へ付する案件がなく、開催し。  【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出けないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあっんができるよう努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止  【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。 【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないが、消費者保護の観点から事業を継続していく。

施策	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
			<ul><li>○全国の相談情報の収集、製品事故の分析等において、下記のとおり連携を行う。</li><li>・国民生活センターが運営するPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)を活用し、全国の相談苦情情報の収集等をする。また、「見守り新鮮情報」の最新情報を活用し、情報誌等を通じて消費者に情報提供する。</li></ul>	消費生活・ 文化課 各地方振興 事務所県民 サービスセン	【自己評価】 全国の相談情報や製品事故の分析結果情報等は消費者被害の防止に重要であることから、最新情報の速やかな提供に努めた。 【課題と今後の対応等】
		国民生活 センター, 製品評価 技術基盤 機構との連 携	対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         情報提供       〇       〇       〇       〇         ・製品評価技術基盤機構に事故分析を依頼するほか、当機構からの事故等の情報についてHP等に掲示することにより迅速に消費者へ周知する。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         事故分析依頼       -       -       -       -         事故情報周知       〇       〇       〇       〇	ター(仙台を 除く)	【課題と今後の対応等】 今後も情報収集を図るとともに、国 や他の都道府県との連携を図り、最 新情報の提供に努めていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
			重点推進項目 3	<b>沙弗</b> 什.江	【自己評価】
3 消費者被害の防止と救済	(5)関係機関との連携の強	国, 市町 村, 警察 本部等との 連携	<ul> <li>○国、市町村、警察本部等との連携を図り、悪質な事業者及び違法な貸金業者等に関する情報交換や事業者への対応等に努める。</li> <li>・宮城県多重債務問題対策会議(ヤミ金融対策を含む)</li> <li>対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 R3.9.10 R4.8.31 R5.8.21 R6.8.30 書面開催 対面開催 対面開催 対面開催 対面開催 対面開催 対面開催 対面開催 対</li></ul>	消費生活・文化課	対面会議となり、無料相談会の開催方法等についての意見や多重債務にかかる各機関からの情報提供及び質疑応答があるなど、活発な情報交換が行われた。  【課題と今後の対応等】 より良い消費者行政を目指して、会議の開催を通じて情報交換に努めていく。  【今後の方向性】  □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
済	化	弁護士 会, 司法 書士会, ③ 法テラス, 適相団連携 との連携	<ul> <li>弁護士会、司法書士会、法テラス、適格消費者団体等との連携を図り、定期的な情報及び意見の交換等に努める。</li> <li>・行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 開催回数 2回 2回 2回 2回 2回 月曜日 R3.9.16 R4.9.29 R5.9.5 R6.9.5 R4.2.7 R5.2.7 R6.2.7 R7.2.10</li> <li>・宮城県多重債務問題対策会議 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 開催日 R3.9.10 R4.8.31 R5.8.21 R6.8.30 対面開催 対面開催 対面開催 対面開催 対面開催 対面開催 対面開催 対面開催</li></ul>	消費生活・文化課	【自己評価】 弁護士会・司法書士会とも必要に応じて随時情報交換を行い、県内の消費者行政に関する情報共有の幅に広がりをもたせるとともに、連携強化の機会の増加に繋げた。また、消費者関係団体に対し、研修会等の開催を支援した。宮城県金融広報委員会との連携については、消費者教育事業として金融・経済講演会を共同で開催したほか、金銭・金融教育に関する研究発表・普及啓発事業を共催した。  【課題と今後の対応等】 今後も引き続き各団体と連携しながら事業を実施していく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

を 推 取組 取組 を しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょく かんしょ しゅうしゅ かいかい かいしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅう	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
x ( 1 ) エシカル消費の普及啓発	ル消費の意味や必要性に対する県民の理解向上を図る。         ・エシカル消費の普及啓発         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         ホームページ       ○<	文化課	(自己評価) ホームページや広報誌を活用するとともに、県内企業等を訪問し、身近なリーフレットを作成し、小売店を通じて配布したとともに、企業等向けエシカル消費セミナーを開催し、県内企業等との連携して普及啓発を図った。また、エシカル消費高校生動画コンテストを開催し、若年層へのエシカル消費の理解促進に努めた。  【課題と今後の対応等】 消費者自らが社会的役割を自覚し、行動することが重要であることから、関係する施策と連携し、さらなる理解促進を図る必要がある。 【今後の方向性】
4 しゃ 土 会、 環境に記憶している。 1 には、 まは、 環境に記憶している。 1 には、 まは、 まは、 まは、 まは、 まは、 まは、 まは、 まは、 まは、 ま	■点推進項目 1 4  ○障害のある方が製造・作成した商品等の展示即売を行う「働く障害者ふれあいフェスティバル」等販売会の開催により、障害のある方の工賃向上と自立を推進しながら、障害に対する理解醸成と購入促進を図る。  ・働く障害者ふれあいフェスティバル 対象年度 R3 R4 R5 R3.12.7 R4.9.20 R4.12.7 R5.9.13 R5.12.6 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	課	■拡充 □維持 □縮小 □廃止 【自己評価】 対面による販売会開催に加え、カタログによる非対面方式の販売会を実施する等、工夫して販売機会を確保した。県庁ロビーでの販売会では、広く周知活動を行うことにより、多くの障害者就労支援事業所が参加することができた。 【課題と今後の対応等】 今後も継続してふれあいフェスティバルを開催していくとともに、県内企業等とも連携した販売機会を確保するための取組を安定的に実施することで、県民の障害のある方に配慮した消費行動促進を図る。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
ので消費で動の推進 (でででは、) で社会に配慮した消費行動の推進 食産推業 食産推業 は地消事	■点推進項目 4  ①地産地消の啓発や地産地消推進店の拡大を全県的に推進し、県産農林水産物に対する理解向上や消費・活用の促進を図る。  ・県内食関連事業者と連携した地産地消の普及啓発 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 地産地消の普及啓発 - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	興課	【自己評価】 食材王国みやぎ「伝え人」を学校等へ派遣するとともに、高校生地産地消おがります。地産地消推進店の登録数は昨年から9店舗増加し、合計528店舗となった。 【課題と今後の対応等】 食材王国みやぎ「伝え人」活用促進事業については、講座内容をHPやパンレット等で情報発信する。高校生地産地消お弁当コンテストについては、各高等学校に積極的に事業内容をPRする。また、これらの事業を一層充実・強化することで、県民の地産地消に対する理解を更に深めることを目指す。 併せて、地産地消推進店の登録数の増加を図るとともに、登録店舗における県産食材の利用拡大を促進する。

施策	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
策 4 人		グリーン購 ① 入等の普 及促進	<ul> <li>みやぎグリーン購入ネットワークと連携し、グリーン購入の普及促進を図る。</li> <li>・グリーン購入セミナー 地域全体でグリーン購入に取り組むことの重要性を理解することを目的にセミナーを開催した。 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 回数 1回 /li></ul>	環境政策課	【自己評価】 みやぎグリーン購入ネットワーク(みやぎGPN)と連携し、セミナーを開催した。また、グリーン製品の認定を適切に行うとともに、パネル展示等により制度や認定製品の普及啓発に努めた。  【課題と今後の対応等】 今後もみやぎGPNと協働しセミナーなどの普及啓発を実施していく。また、宮城県グリーン製品認定制度や認定製品の一層の普及啓発に努めるとともに、グリーン製品の利活用を推進する。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
人や社	3		重点推進項目 4		
会、環境に配慮した消費行動	環境へ配慮した消費行動の推進	みやぎの ② 3 R推 進事業	マーティン   マーティットには、	循環型社会推進課	【自己評価】 例年実施している普及啓発パネル展示に加え、11月にブース出展した啓発イベントでは、多くの県民に3Rの啓発活動を実施することができた。また、食品ロス削減については、10月30日の「みやぎ県民食べきりの日」に合わせて「みやぎフードドライブ2024」を実施し、県民の食品ロスに対する関心を高めることができた。なお、ラジオスポットCM放送については、より広い層への啓発を行うため、視聴者の多いテレビCMやインターネットでの広報に切り替え、幅広い層に効果的に実施していく。 【課題と今後の対応等】 令和3年3月に策定した「宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)」を推進するために、令和3年度に策3期)」を推進するために、令和3年度に第3期)」を推進するために、令和3年度に第3期)」を推進するために、令和3年度に第3期)」を推進するために、令和3年度に第3期)」を推進するために、令和3年度に第3期)」を推進するために、令和3年度に第3期)」を推進するために、令和3年度に第3期)」を推進するために、令和3年度に第3期)」を推進するために、令和3年度に第3時間に対した「宮城県食品ロス削減をプラスチックごみの削減を重点とした3Rについて、より多くの県民が取り組み、実践行動が定着していくよう啓発活動を行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
			重点推進項目 4		

	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等
			○漁業認証(ASC/MSC/MEL/CoC認証)や森林認証(FSC認証)の取得を支援することにより、持続可能な森林管理や強い漁業経営体の育成を図る。 ・水産エコラベル(漁業認証)	水産業基 盤整備課	【自己評価】 事業についての問合せに対応。各業者 に対して本事業が適用可能か回答し、 計2件の補助を行った。
	(3)環境へ		対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         ASC認証       -       1件       2件       1件         MSC認証       2件       2件       -       -         MEL認証       -       1件       2件       1件         CoC認証       1件       1件       -       -		【課題と今後の対応等】 養殖生産物の高付加価値化に向け、 水産エコラベルの認知度向上、補助事 業の周知、予算の確保に努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
4	配慮した消費行動	各種認 証取得 ③ 等支援 事業	・森林認証 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 FSC認証 13,330 13,325 11,975 10,237 単位: ヘクタール		【自己評価】 森林認証取得に意欲のある森林組合に対して、森林認証取得に向けた課題等について意見交換し、その解決に向けた協議会等設立を支援する県の制度の紹介など、情報提供したが、新たな取得までには至らなかった。
や社会、環					【課題と今後の対応等】 森林認証の取得によるインセンティブを 認識しづらいことから、森林認証材製品 のPRやFM・CoC認証の認知度拡大に より、認証材の普及促進に取り組む。 【今後の方向性】
境 に m			重点推進項目 4		□拡充 ■維持 □縮小 □廃止
配慮した消費			○活力のある個性的で心豊かな地域社会の形成を目指し、美しい生活環境を創る運動などの県民運動を推進する「すばらしいみやぎを創る協議会」に対する支援を通じ、地域に密着した環境への取組として次の事業を実施した。	社会推進 課	【自己評価】 みやぎ花のあるまちコンクールや美しい 生活環境を創る運動の実施などにより、 環境に配慮した地域づくりの機運を醸成 し、定着を図ることができた。
行動の推	( 4 ) #		・みやぎ花のあるまちコンクール 「ふれあい」と「思いやり」のある人づくり・地域づくり・美しいふるさと『みやぎ』づくりを推進するため実施 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 応募者数 13団体 17団体 20団体 13団体		【課題と今後の対応等】 様々な媒体を活用してコンクールの P R を行っているが、例年、応募地域に偏りが見受けられることから、面的な拡がり へと発展するように地域との連携を強化
	境に配		受賞者数     7団体     7団体     7団体     7団体       ・美しい生活環境を創る運動 対象年度     R3     R4     R5     R6     R7		していく。
	慮 し た	すばらしい みやぎを ① 創る運動	内球牛及     R3     R4     R3     R6     R7       広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布     5,000袋     5,600袋     7,800袋     3,800袋       配布先数     20団体     33団体     29団体     15団体		【 <b>今後の方向性】</b> □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
	地域づく	推進事 業	・身近な環境問題に取り組む生活学校運動への支援 県生活学校連絡協議会及び県内生活学校に対する活動費の助 成、生活学校・生活会議運動全国大会等への参加費の助成		
	、 り の 推		対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       助成     ○     ○     ○     ○   - 省資源・省エネルギー運動		
	進		夏季及び冬季の省エネルギー対策推進のため各種啓発用資料を構成員に配布         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         資料配付       ○       ○       ○       ○		
			重点推進項目 4	<u> </u>	

## 宫城県消費者施策推進基本計画(第4期)消費者施策別目標値達成状況

#### 1 消費生活の安全・安心の確保

#### ○目標値:消費生活の安全・安心の確保に向けた定期的な立入検査等

++ >44 / / / >	
基準値(R1)	目標値(R7)
約28,000件	同水準

#### 達成状況

未達成ではあるが、引き続き立入検査で一定の抑止効果を維持し、事業者の自主的な行動によっても安全・安心が図られるよう、指導や啓発も実施していく。

年度	件数
R3	17,974
R4	14,825
R5	13,986
R6	13,756
R7	



### 2 自立した消費者の育成

### ○目標値:消費生活サポーターの認定数(個人・団体)

基準値(R1)	目標値(R7)
168	200

#### 達成状況

未達成ではあるが、R6年度はサポーター新規登録のため に必要な養成講座を開講し、前年より登録者数が増加 した。

年度	人·団体
R3	138
R4	122
R5	104
R6	108
R7	



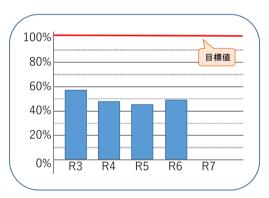
#### ○目標値:小・中・高等・特別支援学校向け副教材の使用率

基準値(R1)	目標値(R7)
48.2%(250校/518校)	100%(518校/518校)

-	- 15	
- **	T 1	+
1=	IJX.1	(N/I)

使用率向上のため、若年層の「読む手段」を考慮し、電子版を配付することとした。また、内容にも工夫をし、教科書で学習する内容に関連させたり、イラストも豊富に入れたりするなど、前年度より馴染みやすい副読本を目指した。

年度	割合
R3	57.2%
R4	47.1%
R5	45.9%
R6	49.5%
R7	



#### 3 消費者被害の防止と救済

### ○目標値:県,市町村,その他の団体等の啓発講座の開催

基準値(R1)	目標値(R7)
100%(603回)	110%(660回)

#### 達成状況

宮城県金融広報委員会の講師派遣事業を外部に移管することとなった関係で全体の回数は減少したが、一般・ 高齢者・事業者向けの実施回数は増加している。

年度	回数
R3	332
R4	410
R5	510
R6	496
R7	



### ○目標値:地域包括支援センターへの情報提供

基準値(R1)	目標値(R7)
50.6%(76/150か所)	100%(150/150か所)

年度	割合		
R3	52.6%(79/150か所)	R6	61.0%(83/136か所)
R4	64.4%(85/132か所)		
R5	61.0%(83/136か所)		

### 4 人や社会,環境に配慮した消費行動の推進

○目標値:県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量

	-\
930g/人·日 910g	/人·日

(宮城県循環型社会形成推進計画【第2期】及び【第3期】)

年度	g/人·日
R3	976
R4	972
R5	923
R6	R8公表
R7	

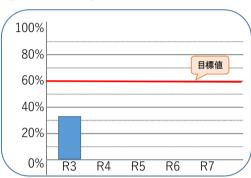


○目標値:環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを(かなり意識している・ある程度意識している)人の割合

基準値(R1)	目標値(R7)
46.2%	60.0%
(消費者意識基本調査)	

消費者意識基本調査において、本調査項目はR4年度調 査から削除された。(消費者庁へ確認済)

年度	割合
R3	33.0%
R4	_
R5	_
R6	-
R7	
R/	



#### ○目標値:地元産品を購入して地産地消を実践することを(かなり意識している・ある程度意識している)人の割合

基準値(R1)	目標値(R7)
57.1%	70.0%
(消費者意識基本調査)	

消費者意識基本調査において、本調査項目はR4年度調 査から削除された。(消費者庁へ確認済)

年度	割合
R3	57.2%
R4	_
R5	-
R6	-
R7	



#### 【宮城県教育推進計画の位置付け】

宮城県消費者施策推進基本計画(第4期) の消費者教育に関連する分野を具体化する ための個別計画として、また、平成24年 に制定された「消費者教育の推進に関する 法律」第10条を踏まえて策定した。

### 計画の期間

令和3年度~令和7年度

# 消費者教育推進の基本方針

### 基本方針1

消費者市民社会の意義の普及・啓発

より効果的な広報媒体の活用、企業を巻き 込んだ消費者教育、環境や人に配慮した消 費行動の促進 等

### 基本方針2

成年年齢引下げを見据えた学校教育期に おける消費者教育の充実

消費者教育を担う教員研修の環境づくり、 若年層への様々な手法を用いた啓発 等

# 基本方針3

消費者教育の推進に向けた地域での連携強 化・高齢者等の見守り体制の構築

被害実態を踏まえた高齢者への啓発、地域包括支援センター等の機関団体との連携強化 等

### 基本方針4

消費者教育を担う人材等の育成

消費生活相談員や教員への研修機会の拡充、 消費生活サポーターの活動の活性化 等

#### 基本方針5

各種関係団体・機関との連携の強化

事業者団体の教育機会の確保、「みやぎ消費 者被害ゼロキャンペーン」の継続と協賛企業 との連携・強化 等

#### 計画の施策と取組状況

### 施策1

ライフステージ・場ごと の消費者教育

- 1 学校教育期での取組
- 2 地域での取組
- 3 家庭での取組
- 4 職域での取組

### 【学校教育期での取組】

### A 教材、事例集作成による授業支援

- ・小・中・高校生向け副教材の作成・配布(小学校15,500部、中学校13,000部、高等学校電子ブック化)
- B 教員対象の消費生活に関する講座の開催
  - 教員向け研修の中で、消費生活に関する講座の案内

### 【学校、地域、家庭、職域等での取組】

- C 出前講座等による教育機会の拡充
  - 高齢者等への出前講座の開催(74回・1,311名)
  - ・学校・企業等での出前講座の開催(63回・1,843名)
- ・学生、生徒、教員及び保護者を対象とした講師(弁護士)派遣事業の実施(17回・2,098名)
- ・民間介護福祉団体主催のイベントでブース出展を行い、約1,000名の来場者があった
- ・TV、SNS等による情報提供(テレビCM延べ100回、各種SNS等での視聴数約136.6万回)
- ・県消費生活センター公式Xで適時の情報発信

#### 【高齢者の消費者被害の防止と救済】

- D 福祉等関係者への啓発機会の充実
  - ・地域包括支援センター、訪問介護事業所 計189箇所に対して、みやぎの消費生活情報をメール配信
  - ・県庁ロビーコンサートにて来場者への啓発

#### E 高齢者見守り体制の構築

- 社会福祉法人のイベントにおけるブース設置による啓発
- ・見守りネットワーク推進のための市町村消費者行政担当者及び福祉部門向け説明会の開催

### 施策2

### 消費者教育推進に係る人 材の育成

- 1 行政職員・教職員への 取組
- 2 学生等への取組
- 3 地域人材への取組
- 4 事業者に対する取組

## 【行政・教職員への取組】

- F 相談体制及び相談機能の充実及び教職員の指導能力の向上
- ・相談員を対象とした研修の実施
- ・法律顧問、アドバイザー弁護士制度の活用(助言81回)

### 【地域人材・職域への取組】

- **G 消費生活サポーターの育成**(R7.4月現在 個人81人・団体27)
  - 消費生活サポーターへの情報提供
  - ・消費生活サポーター養成講座の実施

### 施策3

関係団体への支援・連携・協働

#### H 自治体、関係機関、関係団体との連携

- 関係機関・団体との連絡会議、研修の実施
- 行政機関と仙台弁護士会、宮城県司法書士会との懇談会(9月、2月に開催)
- Ⅰ 適格消費者団体との連携
  - 消費生活相談情報の提供及び利用に関する覚書による連携 (消費者市民ネットとうほく、全国消費生活相談員協会)
- J 宮城県・宮城県警・河北新報社との3者連携 「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」
  - ・河北新報紙面を活用した啓発・広告事業、15段(全面)広告4回を含む計124回掲載

### 施策4 関連施策等との連携

- 1 環境教育
- 2 食育
- 3 法教育
- 4 金融経済教育

#### K 法教育

・学生、生徒、教員及び保護者を対象とした講師(弁護士)派遣事業の実施【再掲】

#### L 金融経済教育

・金融に関する消費者教育出張講座等 (出張講座 21回 3,545名・講師授業派遣(小・中・高・専門・大学)23回 1,744名)

# 宮城県消費者教育推進計画(第2期)実施状況(令和6年度)

計画期間(令和3年度~令和7年度)

# 1 ライフステージ・場ごとの消費者教育

施策	推進	取組	事業内容•実施状況	担当課等	自己評価等
			〇インターネットの安全利用について啓発を行う。         ・小学生向け啓発パンフレットの作成         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         作成部数       25,000部       25,000部       42,000部         ・インターネット安全講話の実施         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         出前講座開催回数       6回       12回       23回       17回         出前講座参加人数       692人       427人       1,476人       2,069人	共同参画社会推進課	【自己評価】 インターネット安全利用に関する 啓発パンフレットを作成し、県内の 小学6年生に配布するとともに、令 和6年度は新たに低学年向けリーフ レットも作成し、県内の小学1年生 に配布した。 また、学校やPTA等からの要請に応じてインターネット安全安心利用講話を実施し、インターネット安全利用 についての啓発活動を行った。 【課題と今後の対応】 インターネット利用の低年齢化が 進んでいることから、引き続きリーフ レットの作成及びインターネット安全 講話の実施を通して、青少年のインターネットの安全利用の啓発に努める。 【今後の方向性】
2 自立した消費者の育成	(1 ) ライフステージ・場ごとの消費者教	① 各学校段階に合った副教材の作成や授業支	○多くの教員が消費者教育に関わることができるようオンライン形式も含めた教員研修体制や環境整備を行う。 ・県立学校へのICT支援員の派遣  対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 短期支援(2日間) 全校 6校 長期支援(1月または2月) 6校 33校 37校 31 オンライン研修会実施回数 4回 10回 10回 5回	教育企画室	□拡充 ■維持 □縮小 □廃止 【自己評価】 各校へICT支援員を配置し、各々の実態に応じた教職員へのICT利活用に関する助言・技術助言等を通して、授業や研修等のオンライン形式での対応スキルの向上が図られた。 【課題と今後の対応】 教員全体のICT活用力の底上げに向け、ヘルプデスクを設置し教職員に対するとともに、ICT基礎研修のオンデマンド配信などの各種取組を継続し、県域教職員へのICT活用の支援と指導力の向上を図っていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
	教育	文援等	○児童・生徒の個々の実態に応じたきめ細かな指導が可能となるよう社会科、家庭科、生活単元学習、作業学習等において消費者教育を支援する。         ・障害や発達段階に応じた消費者教育に関する内容を各学校の年間計画に位置づける         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       ○       ○       ○       ○         〇消費生活講座による消費者教育や金融経済教育を行い児童・生徒の「消費」への理解を深める。       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       ○       ○       ○       ○       ○         ※消費生活講座の実施       ○       ○       ○       ○       ○         ※消費生活講座の実施       ○       ○       ○       ○       ○	特別支援教育課	【自己評価】 各特別支援学校で、児童生徒の障害の状態や発達段階に応じて、内容を工夫しながら消費者教育を実践した。消費生活講座を有効に活用した学校もあった。  【課題と今後の対応等】 児童生徒の発達段階や実態に応じた学習を展開するための教材の開発や整理を行う。 小学部から高等部まで系統性のある指導内容を工夫する。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等	
				〇公民科や家庭科を中心に消費者教育を促進する。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       〇       〇       〇       〇		【自己評価】 (消費者教育) 成年年齢引き下げに対応した授 業実践に向けて、教員に適切な情 報提供を行うことができた。
			※出前講座の周知。消費者教育について、教育課程研究集会等での指導及び助言 ○宮城県金融広報委員会との連携による指定校の実践事例等の普及・広報に努める。		(環境学習活動) 産業廃棄物の再利用・有効利用を	
			対象年度   R3   R4   R5   R6   R7	高校教育課	含めた、循環型社会に貢献できる 人材の育成につながっている。また、総合的な探究の時間において、 SDGsの視点を加えた探究活動を行うことにより、環境学習活動を実施 した。	
		1)	○廃棄物の発生抑制に関わる研究等により、環境学習活動を実施する。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       ○       ○       ○       ○	(消費生活· 文化課)	【課題と今後の対応等】 (消費者教育) 出前講座等の周知を続け、生徒たち が消費者トラブルに対する知識と技能 を身に付けるための支援を行う。また、 教員の指導力向上のための研修会に ついてもこれまでどおり推進していく。	
2	(1) ライフ	予会学校段階に	※東南アジアの廃棄物・水問題解決のための取組(仙台二華) ※解体木造建築物の構造材再利用促進の基礎的研究事業(古川工業、白石工業)		(環境学習活動) 持続可能な社会の構築を目指すた め、現在の取組を行なっている学校の 活動を充実させるだけでなく、さらに多 くの学校へも環境教育の拡充を図りた い。	
自立した消費	ステージ・場	こ合った副教材	○学校と連携し生徒がインターネットに起因する犯罪被害に遭わないため の講話を行う。		【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止 【自己評価】 県内の小学校、中学校、高等学校において、児童、生徒、保護者、教	
者の育成	塚ごとの消費者教育	の作成や授業支援等	対象年度		していて、いまないでは、 最大学を大きないでは、 を対象に、警察で取り扱うイン ターネット利用犯罪の現状、被害防止対策、フィルタリングの設定、安全利用のルールなど、情報モラル 向上に向けた活動を実施した。 非行防止教室における児童生徒 への呼び掛けのほか、保護者に対しても注意喚起を行うことで、家族くるみによる意識の向上が図られている。	
				県警少年課	また、通信事業者との協同による インターネット安全利用教室の開催 により、効果的な広報啓発を行って いる。 【課題と今後の対応等】 SNS等の利用を通じて少年が児童買 春等の福祉を害する犯罪の被害に遭っ	
					ている現状にある。 また、インターネット上には様々なサイトに多様な方法で「犯罪実行者募集の情報が掲載されており、その危険性重大性を認識することなく少年がアルバイト感覚で犯罪に加担する危険性が依然としてあり、最近ではSNS型投資詐欺やロマンス詐欺が急増するなど犯罪の特徴や手口の変化も激しいことから、児童生徒が将来的に犯罪に加担しない、被害に遭わないよう学校等との連携により各種施策を実施する。	
					【 <b>今後の方向性】</b> □拡充 ■維持 □縮小 □廃止	

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等	
			○幼稚園、小学校、中学校、高等学校から金融経済教育研究校を指定し、公開授業や教員による研究発表の取り組みを通じ、金融経済教育の普及促進を図る。    対象年度   R3   R4   R5   R6   R7   R6   R		【自己評価】 (金融経済教育) 宮城県金融広報委員会と連携し、 研究校における取組を公開授業や 研究発表を通じて公開することで、 金融経済教育の普及に務めた。	
	)	1		た道 [ 0] 能を	〇社会科や家庭科等の授業を通じて、児童生徒の実態や発達段階に応じた適切な消費者教育を推進する。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       〇       〇       〇       〇         〇関係機関と連携しながら、将来の社会を担う主権者として必要な知識・技能を段階的・系統的に身に付けられるようにする。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       〇       〇       〇       〇         (内容)       租税教室       租税教室       租税教室	(消費者教育) 学習指導要領では、発達段階に応じた系統的な指導、複数教科と 携した総合的な指導を通して、主 的に消費者の育成が求められて り、消費者教育を社会科・家庭 を中心に教育課程に位置付けた指 が進められている。 指導主事学校訪問及び各教育
2 自立した消費	1 ) ライフステージ・	各学校段階に合った副教は	(開催校数)     299校     333校     331校     355校       (参加人数)     17,047人     19,170人     19,020人     20,322人       〇消費生活関連のパンフレットやDVDの配布・貸出、動画の配信など、理解しやすい教材や啓発ツールで理解促進を図る。       対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       パンフレット作成部数     59,000部     60,000部     -     32,500部       パンフレット作成種類     3種類     3種類     3種類	消費生活・ 文化課 (金融広報 委員会)	務所の教育課程研修会の機会に、 児童生徒の実態や発達の段階に応じた適切な消費者教育が実施されるように、働き掛けている。 宮城県教育委員会が県内全ての幼稚園・小中学校・高等学校に配和している「学校教育の方針と重点」に、主権者教育等(主権者教育、租税教育、消費者教育)として指導の重点を示している。 (租税教育)	
者の育成	場ごとの消費者教育	の作成や授	作成や授業支援	租税教育推進協議会では小6・中3用として学習資料を作成・配布した。  〇県ホームページ、ラジオ、情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行うとともに若者がアクセスしやすい啓発ツールの活用に取組み、注意喚起や情報提供を行う。  対象年度 R3 R4 R5 R6 R7	課) 幼稚園・小中学校・高 している「学校教育のた に、主権者教育等(主 税教育、消費者教育) 重点を示している。 宮城県租税教育推進 携し、より効果的な租利 し、自ら考え、判断し行 費者意識を育てるため	宮城県租税教育推進協議会と連携し、より効果的な租税教育を推進し、自ら考え、判断し行動できる消費者意識を育てるために、小学校6
			ラジオ広報   51件   144件   90回   一   情報誌(オーレ)   4回   3回   2回   一   SNSでの情報発信   10回   15回   CM   CM   CM   CM   CM   CM   CM   C		年生・中学校3年生に協議会が作成した「税に関する学習資料」を配布したほか、租税教室を実施した。 【課題と今後の対応等】 消費者教育が一部教科に偏る傾向があるので、機断的な教科の指	
			ホームページや情報誌で発信する。    対象年度		導、系統的な学習を重点的に推し 進めていく。また、生活実感と結び 付けながら、消費者問題や納税の 義務等について、児童生徒に考える せるように働き掛けていく。 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止	

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
		① 各学校段階に合	〇「学生サポーター」の認定を行い、啓発活動を通じて自立した消費者としての地域を身につけられるよう支援する。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         学生サポーター認定状況       -       -       -       -       -		【自己評価】 学生サポーターの周知を行った が、参加者がいなかったため、学生 サポーターを増やすことができな かった。
		った副教材の作成や	〇入学時等におけるガイダンスの場を利用した消費者教育に加え、学生自身が消費者問題を主体的に学習できるよう配慮し、カリキュラムへの導入を図る。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       -       -       -       -       -		【課題と今後の対応】 学生サポーターの認定のための 準備を行うほか、入学時ガイダンス でのパンフレット配布等のため、各 種大学等との連携を行う。
		授業支援等			【 <b>今後の方向性】</b> ■拡充 □維持 □縮小 □廃止
			○地域における消費者教育を推進する。 ・地域安全教室講師派遣事業の実施(特殊詐欺被害防止) 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7		【自己評価】 地域住民や高齢者が集まる会合 などに講師を派遣し、多くの県民に 対し特殊詐欺被害防止の注意喚起 を行った。
2	(1)ライ		対象十段     R3     R0     R7       教室実施回数     1回     2回     10回     10回       教室参加人数     26人     31人     540人     255人	共同参画社 会推進課	【課題と今後の対応】 新たな手口により、幅広い世代に 対して高額な被害が発生していることから、具体的にわかりやすり、その
自立した	1フステージ	② 地 域			手口や対応策等について周知を図る。 【 <b>今後の方向性</b> 】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
消費者の充	ン・場ごとの消費者教	の見守り体制の構築と関係機	〇地域における消費者教育を推進する。 ・高齢者虐待に関する資料の作成		【自己評価】 高齢者虐待対応等の相談窓口を 設置し相談に応じることで、市町村 等の高齢者権利擁護の取組を推進
育成				対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       実施状況     -     -     O     O	
	育			関	・高齢者虐待対策機能強化業務(相談窓口の設置)   対象年度
		関連携に	相談件数 49件 148件 113件 90件 6 ・高齢者権利擁護推進研修会の実施	長寿社会政策課	【課題と今後の対応】
		よる啓発な	対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       研修会実施回数     4回     4回     4回     4回       研修会参加人数     377人     244人     423人     354人	(消費生活・ 文化課)	虐待は、高齢者の権利が脅かされる状況であることから、迅速な対応が求められる。早期発見・早期対応のために、関係機関とのネットワー
		等	・消費生活講座(出前講座)の実施 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7		ク構築及び連携体制の強化に努める。
			研修会実施回数 37回 30回 56回 74回 研修会参加人数 717人 689人 1,019人 1,311人		
			<ul><li>・消費者安全確保地域協議会の設置を促進</li><li>対象年度 R3 R4 R5 R6 R7</li><li>実施状況 ○ ○</li></ul>		【今後の方向性】

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
			〇高齢者や障がい者の権利擁護を行う団体と連携し、権利擁護に関する相談対応、普及活動を展開する。         ・障がい者でんわ相談室の開設         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         相談件数       1,111件       1,255件       1,398件       1,386件		【自己評価】 (電話相談室) 年間1,386件の相談に対応し、特に日曜日に開設している相談窓口として重要な役割を果たしたと評価できる。その一方で、リピーターからの電話が多いために「電話が繋がらない」という苦情が寄せられている点が課題である。
			○市町村の行う障がい者相談支援事業における消費者教育を支援する。         ・障がい者相談支援従事者研修の実施         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         研修会開催回数       4回       3回       4回       4回         (初任者研修)       84人       83人       87人       72人         (現任研修)       64人       64人       86人       84人         (主任研修)       13人       -       11人       10人         (専門コース研修)       14人       27人       25人       19人	障害福祉課	(研修) 障害者相談支援事業に従事する専門職の資格取得及び資質向上に関する研修を実施し、障害者とその家族が安心して地域社会で生活するための相談支援体制の強化に寄与した。 【課題と今後の対応等】 (電話相談室) 本来の目的である専門機関等へ、迅速に繋者が利用できるよう改善するの無数なある。
2	(1) ライ	② 地域の見守りな	〇地域における消費者教育を推進する。		必要がある。 (研修) 専門機関との連携を図りながら 様々な障害への理解や福祉制度についての研修を行い、相談員の資質向上に努め、相談体制を一層強化していく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止 【自己評価】 防犯団体、金融機関等の関係機
自立した消費者の育成	フステージ・場ごとの消費者教	体制の構築と関係機関連携による	・高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺の手口周知と被害防止対策について、テレビコマーシャルを製作・放送し注意喚起する。    対象年度		関と連携したキャンペーン、各警察 署で高齢者対象の防犯講話、警察 官の戸別訪問による注意喚起被害 、高齢者に対する特殊詐欺被害 防止広報を展開した。 特殊詐欺被害の多くが犯人からら 宅の固定電話機への架電がきっているため、県内各警運用 し、県民に貸出をした。また、令電 年度から特殊詐欺電話撃退装置の 年度から特殊詐欺電話撃退費補助 事業を開始し、令和4年度から 財対象機器に特殊詐欺電話撃 助対象機器に特殊詐欺電話撃退装
	育	る発等	<ul> <li>・特殊詐欺電話撃退装置整備費用の1/2を補助する事業の実施</li> <li>対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 補助件数 241件 327件 988件 979件</li> <li>・防犯ボランティアや高齢者関係団体等と連携し特殊詐欺被害防止の広報啓発活動を実施</li> </ul>		置と同等の機能有する固定電話機 も補助の対象とし、補助予定件数を 令和5年度から900件に拡充し、令 和6年度も予定件数を上回る979件 の補助を実施し、さらなる固定電話 対策の推進を図った。 【課題と今後の対応等】 令和6年中の特殊詐欺認知件数
			対象年度	県警生活安 全企画課	は374件(前年比22件増)、被害金額約16億7,222万円(前年比約5億9,7442万円増)となり、前年よりも被害が増加した。高齢者への注意喚起のため、継続した特殊詐欺被害防止広報、金融機関やコンビニエンスストア等と連携した特殊詐欺被害水際対策を推進する。また、令和7
			対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 新聞広告 151回 143回 126回 175回 テレビCM 67回 98回 220回 0回 ラジオ広報 2回 6回 37回 45回		年度も特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付事業を実施する (補助予定件数900件)ことから、 県民の固定電話対策をさらに推進 する。

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
			<ul> <li>・特殊詐欺被害防止の広報啓発用チラシを作成し、広報啓発活動を実施対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 実施状況 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>		<b>【今後の方向性】</b> □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
			〇消費者月間に合わせラジオ放送により悪質商法、消費者トラブル等に関する注意喚起、啓発を行う。         ・ラジオ広報         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       3回       3回       2回       2回		【自己評価】 「悪質商法の被害に遭わないために」をテーマに、県内各地で多数の相談が寄せられている「押し買い(訪問購入)商法」や「点検商法」に関して、ラジオ放送等を活用した広報を行うと共に、高齢者の被害が多いことを説明し、その注意を喚起するなど、幅広い広報を展開した。
	(1)	② 地域の見守	・ケーブルテレビ広報         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       O回       O回       1回       1回	県警生活環 境課	【課題と今後の対応】 悪質商法の手口は、その時々の社会の情勢に応じて、多種多様に変化させながら発生することから、引き続きラジオ広報などを通じて、県内各地において幅広い広報啓発活動を推進する必要がある。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
2 自立した消費者の育成	ライフステージ・場ごとの消費	7り体制の構築と関係機関連携	○消費者教育を継続的に受けられるよう、「消費生活展」などのイベントや町内会等の求めに応じて、出前講座等を実施する。    対象年度		【自己評価】 出前講座の実績が増加したとともに、民間イベントでブース出展による啓発によって効果的な啓発を行うことができた。また、みやぎ消費者被害ゼロキャンペーンにより関係機関と連携した啓発を実施できた。SNS等により若年層を含む幅広い世代に対して、効果的な啓発を実施した。
	費者教育	による啓発等	・「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       4回       4回       4回       4回         〇県ホームページ、ラジオ、情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行うとともに、SNSなどを活用し、注意喚起や情報提供を行う。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         ホームページでの情報発信       〇       〇       〇       〇       〇         ラジオ広報       51件       144件       90回       -	消費生活・文化課	【課題と今後の対応】 出前講座は、主に高齢者層からの 依頼が主であり、現役世代への出 前講座の実施回数が少ない。現役 世代においても副業トラブル等が依 然として多いため、現役世代に対す るアプローチが必要となる。 また、メディアを活用した周知によ り、今後も消費者ホットライン188や 悪質商法等の消費者トラブル防止 の啓発活動を継続していく必要があ る。
			情報誌 (オーレ) 4回 3回 2回 - SNSでの情報発信 10回 15回 CM CM YouTubeでの情報発信 ○ ○ CM CM		【 <b>今後の方向性】</b> □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
2	(1) ライフ	③ PTA活動や学校行事等との連携等	○県ホームページ、ラジオ、情報誌等で消費者トラブルや特殊詐欺等に関する注意喚起や消費者市民社会の意義について啓発を行うとともに、SNSなどを活用し、注意喚起や情報提供を行う。【再掲】         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         ホームページでの情報発信       ○       ○       ○       ○       ○         ブジオ広報       51件       144件       90回       -       □ <td< td=""><td>消費生活· 文金融(金融会)</td><td>【自己評価】  SNS等の若年層にリーチしやすい メディアを活用した普及啓発を行う ことで、若年層に対する効果的なき を発を実施することができた。 金融・経済可で3回開催した。計36 4人の参加があり、金融経済の知識 を普及できた。  【課題と今後の対応】 各種メディアを活用するとともに各種イベント等の人が集まる場所での普及啓発を実施していく。引き続き宮城県金融経済知識の普及に 引き続き宮城県金融経済知識の普及に 努める。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止</td></td<>	消費生活· 文金融(金融会)	【自己評価】  SNS等の若年層にリーチしやすい メディアを活用した普及啓発を行う ことで、若年層に対する効果的なき を発を実施することができた。 金融・経済可で3回開催した。計36 4人の参加があり、金融経済の知識 を普及できた。  【課題と今後の対応】 各種メディアを活用するとともに各種イベント等の人が集まる場所での普及啓発を実施していく。引き続き宮城県金融経済知識の普及に 引き続き宮城県金融経済知識の普及に 努める。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
自立した消費者の育成	ステージ・場ごとの消費者教育	④ 企業の従業員に対する消費者教育への支援等	□ マルイバー犯罪被害防止のため、企業や関係機関、団体等を対象としたサイバーセキュリティ講演を開催する。 ・サイバーセキュリティ講演の実施    対象年度	県警・一課イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・ストー・ストー・イン・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー	【自己評価】 宮城県サイバーセキュリティ協議会を活用した情報発信・共有、ラジオやSNSを利用した広報及び警察署との連携による講演等を実施し、一度であることができた。また、中小企業向け講話を実施し、中小企業のサイバーセキュリティ意識の向上を図ることができた。  【課題と今後の対応】 新たな手口のサイバー犯罪が発生していることから、メオムリーセキュリティ意識の向上を図る。 【書館である。【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策	推進	取組	事業内容•実施状況	担当課等	自己評価等
			〇事業者主催の会合等を活用して出前講座を行い、消費者トラブルに関する情報提供を行う。		【自己評価】 団体からの依頼に基づき、消費生活相談員を派遣し、出前講座を実施した。
	(	4	対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 実施状況 — — 〇 〇	消費生活・ 文化課	【課題と今後の対応】 社会人向けの消費者教育講座を 実施する機会が少ないため、関係 機関と連携して、実施回数の増加を 図る。
2 自立した消費者の育成	(1) ライフステージ・場ごとの消費者教育	)企業の従業員に対する消費者教育への支援等	<ul> <li>○ 消費者教育を実効性のあるものとして推進する。</li> <li>・SDGs普及啓発研修会の開催</li> <li>対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 実施状況 - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>	総合政策課	【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止 【自己評価】 出前講座のメニューである「宮城県のSDGsの取組」について、申請のあった計5団体向けに講演を行い、SDGsに関する基礎知識や事例を説明するとともに、SDGs推進の機運醸成を図った。  【課題と今後の対応等】 県内度の向上や民生活への浸透も図る必要がある。引き続き、出前講座を通じてSDG。の引き続きの対象を取り入れた具体とともに、SDGsを取り入れた具体といな取組につながるように講演内容等の検討・見直しを行う。  【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

# 2 消費者教育推進に係る人材等の育成

施策	推進	取組	事業内容•実施状況	担当課等	自己評価等
			○多くの教職員が消費者教育に関わことができるようオンライン形式も含めた研修体制や環境整備を行い、教育の機会を確保する。         ・県立学校へのICT支援員の派遣         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         支援(2日間)       全校       -       6校         「ままましま」       -		【自己評価】 各校へICT支援員を配置し、各々の実態に応じた教職員へのICT利活用に関する助言・技術助言等を通して、授業や研修等のオンライン形式での対応スキルの向上が図られた。
			長期支援(1月または2月)     6校     33校     37校     31校       オンライン研修会実施回数     4回     10回     10回     5回	教育企画室	【課題と今後の対応】 教員全体のICT活用力の底上げに向け、ヘルプデスクを設置し教職員に対する技術的サポート体制を構築するとともに、ICT基礎研修のオンデマンド配信などの各種取組を継続し、県域教職員へのICT活用の支援と指導力の向上を図っていく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
2 自立	(2) 消費者教	① 消費生活相談員や	〇学校教職員に対する研修の充実及びセミナー等の開催により人材の育成を推進する。         ・教員向け研修に消費生活に関する講座の開設         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         講座実施       〇		【自己評価】 令和5年度は初任者研修(3年 目)で実施したが、研修内容を組み 替えたため、令和6年度、指定研修 では実施なし。家庭科研修会(基本 コース)において、「消費生活・環境」 をテーマとした授業参観及び協議 を行った。
立した消費者の育成	育推進に係る人材	学校教職員に対する	(高等学校) 25人 5人 14人 6人 ※家庭科研修会(基本コース)において、「消費生活・環境」をテーマとした授業参観及び協議を行った。(年2回・8,10月)小4名、中3名、高校特支6名・総合教育研修センターで実施する研修会に消費者教育に関する分野の講師を派遣	教職員課	【課題と今後の対応等】 教科指導だけではなく、さまざまな 指導場面において消費者教育が関 わってくることの理解を図る必要が あるため、啓発が求められる。
	等の育成	る研修の充実等	対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 講座実施 ○ — ○ — (高等学校) 76人 93人 (特別支援学校 高) 14人 7人		【今後の方向性】 消費者教育の推進を図るため、研 修形態を工夫しながら継続してい く。
					【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
			○各地区における教育課程協議会において、幼稚園・小・中学校の教職員に対する主権者教育等(主権者教育、租税教育、消費者教育)について協議し、指導の充実を図る。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         協議会開催       ○       ○       ○       ○         (教育課程協議会)       小社10人       小社10人       小地10人         (教育課程協議会)       小家69人       小家77人       小家62人         中社74人       中社103人       中社128人       中社99人	義務教育課 (消費生活•	【自己評価】 各地区において教育課程協議会を実施し、社会科・家庭科を中心とした横断的な教科指導、各教科における系統的な指導を図り、自立した社会の一員として主体的に生きる力を育む指導の在り方について協議を行った。 協議会の中で、主権者教育や消費者教育に触れ、指導の充実を図ることができた。
			中	文化課)	【課題と今後の対応等】 成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、引き続き幼・小・中・ 高の発達段階に応じた適切な指導 の充実を図る。
					<b>【今後の方向性】</b> □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
			〇消費生活講座の実施や消費者教育の情報提供により保護者への啓発を図る。         ・消費者教育に関する職員研修         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       -       -       -       -       -         ・消費生活講座       対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       〇       〇       〇       〇       〇	特別支援教育課	【自己評価】 消費者教育の指導の様子については、お便りや連絡帳、ホームページ等を通じて保護者へ発信し、理解啓発を図った。 【課題と今後の対応等】 児童生徒の実態に応じた消費者教育の在り方や、児童生徒が学んだことを実社会で生かせるよう家庭との連携を探る。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
2 自立した消費者の育成	(2) 消費者教育推進に係る人材等の育成	① 消費生活相談員や学校教職員に対する研修の充実に	○成年年齢引き下げに伴う消費者教育推進の留意事項について各校に周知し教育課程の適切な実施を図る。    対象年度	高校教育課 (消費生活· 文化課)	【自己評価】 成実践に向けて、教員にに対応した授業 提供を行うことができた。また、教 員はを行うことができた。また、教 長の指導とができた。まない、 を強数を実 き金融教育については、宮城県校 会会と連携し、、行う及・広 報委員会と連携し、不行り及・ 会職教委員会の対応等】 出た金融教委員会の対応等】 出たち技術を身に付けるための向上で を行う。また、教員の指もこれまで を行う。また、会についてては、引き続し、及び を行う。また、会について、は、引き続し、及び をがいれていいて、は、引きたい、 が出来のの がより、よい、の がより、よい、の がより、よい、の がより、 が、の が、ととを が、の が、 が、 の が、 の が、 の が、 の が の の り が に の の の の の り に い 、 の の の り に い 、 の の の の り に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
		等	○消費生活相談員の資質向上を図るため、研修の機会確保に努める。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         研修受講状況       41人       33人       33人       35人         ○行政機関、言語司会、司法書士会と連携した研修会を実施する。       ・アドバイザー弁護士事例検討会         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       4回       4回       4回       4回         ○教育庁や関係団体と連携しながら、指導力向上のための実践的なセミナー等を開催する。       ・教員対象消費者講座         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       O       O       O       O         講座受講状況       11人       13人       I3人	消費生活· 文高校教育 課)	□拡充 ■維持 □縮小 □廃止 【自己評価】 消費生活相談員については、多岐に渡るテーマの研修会へ派遣することができた。また、アドバイザー弁護士制度事例検討会を通じて、県内市町村の消費生活相談員のレベルアップを図った。 【課題と今後の対応】 日々変化する活動を連携した研修会開催についても開催する。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
		② 教職員や保護者等	○特定の教科に限定せず、多くの教職員が消費者教育に関わることができるよう、オンライン形式を含め、教員研修体制や環境整備に努め、教育の機会を確保する。 ・教員を対象とした消費者講座の開催  対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 参加人数 11人 — — —		【自己評価】 令和5年度は初任者研修(3年 目)で実施したが、研修内容を組み 替えたため、令和6年度、指定研修 では実施なし。家庭科研修会(基本 コース)において、「消費生活・環境」 をテーマとした授業参観及び協議 を行った。
	)	の求めに応じた研修会等への講師派遣の支援	・教員向け研修に消費生活に関する講座の開設(再掲)    対象年度	消文教義 養 注 課 員 教 教 育 育 課 課 課 課 課 章 務 務 教 教 育 官 課 課 課 課 課 課 課 是 司 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	【課題と今後の対応等】 教科指導だけではなく、さまざまな 指導場面において消費者教育が関 わってくることの理解を図る必要が あるため、啓発が求められる。 消費者教育の推進を図るため、 研修形態を工夫しながら継続して いく。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
2 自立した消費者の育成	2 ) 消費者教育推進に係る人材等の育成	- ター の認定・活	<ul> <li>○消費者問題に高い関心を持つ学生を「学生サポーター」に認定し、身近な人への啓発活動を通じて自立した消費者としての知識や意識を身につけられるよう支援する。         <ul> <li>・学生サポーター認定状況</li> </ul> </li> <li>対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 認定状況</li></ul>	消費生活· 文化課	【自己評価】 周知を行ったが、応募がなかった ため、学生サポーターの認定がで きなかった。 しかし、若年層がアクセスしやす いSNS等で動画CMを流して、啓発 活動を行い、若年層への周知を強 化した。 【課題と今後の対応等】 今後も各種SNS等のメディアを活 用して。 、大学等のプルでの学生間での消 カラに実施等のプル防止のため、学生サポーターを認定していくため、各大学等に働きかけていく。
		の活用	対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       実施状況     -     -     -     -     -         〇サポーター養成講座の見直しを行い、サポーター就任の機会を拡充し活動の活性化を図る。      ・サポーター養成講座		【今後の方向性】 ■拡充 □維持 □縮小 □廃止 【自己評価】 サポーター養成講座を実施できた ため、団体の消費生活サポーター を増加することができた。
		等ける消費生	対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       高速実施状況     -     -     -     -     -     -       の消費生活サポーター制度等を通じて、消費者教育に取り組む地域人材を育成・支援する。       ・消費生活サポーター認定状況       対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       認定状況     117人     101人     82人     79人       21団体     21団体     22団体     27団体	消費生活· 文化課	【課題と今後の対応】 学生サポーターの認定等の団体サポーターを増加させ、地域や学内等の行政と県民との架け橋となる人材の育成を行う。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策	推進	取組	事業内容•実施状況	担当課等	自己評価等
施 2 自立した消費者	推 (2) 消費者教育推進に係		事業内容・実施状況	担当課等 消費生活· 文化課	自己評価等 【自己評価】 社会人向けエシカル消費普及セミナーを開催し、エシカル消費の普及啓発を行った。 【課題と今後の対応】 エシカル消費に関する普及啓発への取組については、官民共同での普及啓発の機運醸成は図れた。しかし、エシカル消費の認知度が低いため、エシカル消費等の普及啓発に努めていく。
4の育成	<sup>                                    </sup>	教育	○事業者訪問等を通じ、事業者及び事業者団体が自らの事業活動に関し、遵守すべき基準の作成を支援するとともに、消費者の信頼を確保するための自主的な取り組みを支援する。    対象年度   R3   R4   R5   R6   R7		【 <b>今後の方向性】</b> □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
			〇消費者教育を実効性のあるものとして推進する。         ・SDGs普及啓発研修会の開催         ・職員向け研修会の開催         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       〇       〇       〇         県及び市町村職員向け研修会を実施	総合政策課	【自己評価】 県職員及び市町村職員、民間企業・団体を対象としたワークショップ形式の研修会を開催し、官民での連携を図りながら、県民のSDGsの具体的な行動の創出について考察した。 【課題と今後の対応等】 県内の選定されるなど、行政職員のSDGsに関する理解度も向上している。 今後も継続的に研修会を開催しながら、SDGsの効果的な普及啓発を図っていくとともに、官民連携の視点も含めて、SDGsを取り入れた具体的な取組につながるように研修内容等の検討・見直しを行う。
2 自立した消費者	(3)関係団体への支援・	① 関係団体への支援・	○地域での見守りを担う関係機関への情報提供等により、消費者被害の未然防止、早期発見に努める。         ・高齢者地域見守り連携協定         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         協定締結状況       ○       ○       ○       ○       ○	長寿社会政策課	□拡充 ■維持 □縮小 □廃止  【自己評価】 県内金融機関や民間企業との間で協定を締結し、市町村が行う高齢者の地域見守り活動を支援している。 【課題と今後の対応】 ひとり暮らし高齢者世帯数は増加傾向にあることから、引き続き関係団体との連携等により市町村が行う高齢者の地域見守り活動支援に努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
。 の育成	連携・協働	連携・協働	○各団体との定期的な情報交換等を行い、様々な場において実効性のある消費者教育を行う。       対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         「株文換等実施状況       -       O       O       O         一       の企業に対し消費者志向経営等についてセミナー等の開催や情報提供を行い、理解促進を図る。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       O       <	消費生活・	【自己評価】 業界団体等との意見交換会に参加し、業界の現状の把握に努めた。 みやぎ消費者被害ゼロキャンペーンの協賛企業等と連携し、新聞での 啓発を実施した。 【課題と今後の対応】 県内企業等でのエシカル消費の 認知度が低いため、機会を捉えて エシカル消費等の普及啓発に努める。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

# 4 関連施策等との連携

○「持続可能な社会づくり」の実現を目指して行われる環境教育と連携を図ることで消費者教育の効果を高める。   ・クリーン購入を3十一の開催   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2月   2	施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
対象年度   R3   R4   R5   R6   R7				図ることで消費者教育の効果を高める。  ・グリーン購入セミナーの開催    対象年度		みやぎグリーン購入ネットワーク (みやぎGPN)と連携し、セミナーを 開催した。また、グリーン製品の認 定を適切に行うとともに、パネル展 示等により制度や認定製品の普及 啓発に努めた。 宮城県グリーン製品の認定を適 切に行うとともに、パネル展示等に より制度や認定製品の普及啓発に
・産業技術総合センター一般公開への出展    ・産業技術総合センター一般公開への出展				対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 認定件数 36件 37件 34件 38件 認定製品数 105製品 107件 108製品 ・ 行政庁舎内でのパネル展示 対象年度 R3 R4 R5 R6 R7	理技术签册	今後もみやぎGPNと協働しセミナーなどの普及啓発を実施していく。また、宮城県グリーン製品認定制度や認定製品の一層の普及啓
東藤状況					循環型社会 推進課	の利活用を推進する。
2				実施状況 一 一 — — —		
立した (	2	<u></u>	1	対象年度 R3 R4 R5 R6 R7		
登録者数   657人   916人   351人   351人	立した	係 施	境 教			
成   携	費者	等 と	ک 0	登録者数 657人 916人 351人 351人		
○「持続可能な社会づくり」の実現を目指して行われる環境教育と連携を図ることで消費者教育の効果を高める。 ・みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会の開催  対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 実施状況 1回			携			
対象年度 R3 R4 R5 R6 R7				図ることで消費者教育の効果を高める。 ・みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会の開催  対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 実施状況 1回 1回 1回 1回 ※テーマ「食品ロス削減」 ・食品工場見学会・生産者との交流会の開催  対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 実施状況 - ○ ○ ○ ・食の安心安全セミナー、地方懇談会の開催  対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 実施状況 - ○ ○ ○ ・食の安心安全セミナー、地方懇談会の開催  ・大二ターだよりの発行	食と暮らし の安全推進 課	各種セミナーや地方懇談会、食品工場見学会など多様な機会を通じて、消費者や事業者に食の安全・安心に関する情報提供を継続的に行い、理解促進と相互理解の向上につなげられたと考えている。参加者のニーズに配慮した内容の提供にも努めている。 【課題と今後の対応等】 食の安全・安心の確保に向けて、引き続き普及啓発活動を継続し、関係機関との連携を大切にしながら取り組んでいく。 【今後の方向性】

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
			・食品表示ウォッチャーによる食品表示モニタリングのための研修会の開催         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       O       O       O         ・食品表示ウォッチャーだよりの発行         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         発行状況       -       2回       2回       2回	食と暮らし の安全推進 課	
			〇エシカル消費の推進をはじめ「持続可能な社会づくり」の実現を目指して行われる環境教育と連携を図ることで消費者教育の効果を高める。         ・第4期食育推進プランの周知         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       〇       〇       〇       〇         イベント等による普及啓発	健康推進課	【自己評価】 「野菜摂取不足」という県民の食の課題に、野菜の使い切りによる食品ロス削減を掛け合わせたイベント(トークショー)を実施し、相乗効果を期待した。 【課題と今後の対応】 食材や産業への愛着と感謝から「もったいない」の気持ちを育む取組を進め、食品の有効活用の普及啓発を行い食品ロスの削減を推進する。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
2 自立した消費者の育	(4)関係施策等との連	① 環境教育との連携	○県立自然の家での自然体験プログラムをとおして環境教育を推進する。 ・県立自然の家での自然体験プログラムの実施  対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 プログラム数 12事業 14事業 14事業 14事業 参加人数 267人 320人 373人 328人	生涯学習課	【自己評価】 各自然の家の特色を生かした自然体験プログラムを提供し、自然環境への関心・理解を深めさせるとともに、環境保全についての動機付けを図ることができた。 【課題と今後の対応】
目成	连携	175	○3R推進月間にあわせたラジオCMやイベントにより、廃プラスチック対策、食品ごみの削減。廃棄物対策などの3Rについて普及啓発を図る。         ・普及啓発イベントの実施         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       -       ○       ○       ○         おおさき環境フェア2024       ・ラジオスポットCMの放送         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         CM放送回数       112回       112回       112回       -         ・普及啓発パネルの掲示       対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       2回       2回       2回       2回         環境月間(6月)、3R推進月間(10月)       ・小学生向け映像媒体の作成         ・食品口ス削減推進計画策定       対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         ・食品口ス削減推進計画策定       対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         作成状況       〇       〇       〇       〇       〇         令和4年度から令和12年度まで(9年間)	循環型社課会	【自己評価】 例年実施している普及啓発パネ展 啓発イベントで実施することが一人に、多くの県民できた。また、食品の「みやぎのでは、第一人のでは、10月30日かせで「みやぎのでは、10月30日かせで「みやきのでは、10月30日かせで「みでは、10月30日かせで「みでは、10月30日かけで、10月30日から、10日が、10日が、10日が、10日が、10日が、10日が、10日が、10日が

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
			・みやぎ3R推進会議開催		【 <b>今後の方向性</b> 】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
			対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       開催状況     1回     3回     3回     3回	循環型社会 推進課	
			岩沼地域、石巻・登米地域、気仙沼地域で開催 事業者、団体、市町村が出席		【自己評価】
			〇情報誌や県のホームページ等により普及啓発を図る。		子どもたちの食育に関する理解:   促すため、食育動画「みやぎの食
			・小学生向け普及啓発キャンペーンの実施		クエスト(参加型食育クイズ)」を活用した子育てイベント、ラジオ局と
			対象年度		携した食育ハンドブックの小学生への配布等を行い、子ども向けに食育推進に関する普及啓発を行っ
			食育インタラクティブ動画を活用した食育クイズをイベント等で実施。		た。
			・みやぎ食育通信の発行		
			対象年度		【課題と今後の対応】
			○みやぎ食育コーディネーター等の情報発信や講師派遣のマッチングを	/# <del>                                     </del>	情報誌やパネル展示などの情報 発信や体験型コンテンツを活用し
			行う。 ・食育コーディネーターのフォローアップ、講師派遣マッチングの実施		食育普及啓発等や地域の食育活動の支援を通じて、子どもの頃か望ましい食習慣の形成と定着に向
			対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       講師派遣マッチング件数     13回     11回     9回     14回		けた意識づけを図る。
			9回講師派遣マッチング 〇望ましい食生活の普及や地産地消の推進、食品の安全性に関する知		
			識や理解等の消費者教育の取組を推進する。		【今後の方向性】
•			・第4期食育推進プランの周知		□拡充 ■維持 □縮小 □廃止
2	(4)	2	対象年度		
立 し	関 係	食	県庁・合庁等でのパネル展示		
た消費	施 策 等	育との	○食品の栄養表示や虚偽・誇大広告について表示の適正化を図るほか、		【自己評価】 食品表示110番を通じて得られた情
者 の	との	連携	消費者へ適切な情報提供がなされるよう事業者及び消費者に普及啓発を 促進する。		を基に、関係事業者への調査・指導る 行い、食品表示の適正化に向けた取 組みを進めた。
育成	連 携		・事業者への相談・指導の実施(食と暮らしの安全推進課分)	健康推進課 (食と暮らし の安全推進 課)	食品の栄養成分表示や健康の保持 増進効果等の虚偽・誇大広告等につ
			対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       相談件数     141件     90件     89件     114件		て、各保健所及び健康推進課におい 事業者へ指導・相談対応を実施し、出 前講座等により消費者への普及啓発
			疑義情報件数18件52件33件19件うち指導件数5件4件4件1件		【課題と今後の対応】 表示の適正化を図るため、事業者に 対して制度の周知に努めるとともに、
			・事業者への相談・指導の実施(健康推進課分)		さ続さ度品関連事業者への指導やNi 談対応を行う。また、消費者に対して
			対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       相談・指導件数     137件     118件     83件     140件       普及啓発実施回数     15回     14回     40回     29回		切な表示活用について普及啓発を行う。 関係機関と連携し、得られた情報を
			普及啓発実施回数     15回     14回     40回     29回       普及啓発参加人数     603人     560人     1,328人     1,266人		確に活用し指導の質向上に努め、今 も継続的に取り組む。
					【 <b>今後の方向性】</b> □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
			〇行政・教育機関のほか食育応援団、地域、企業等と連携した効果的な 普及啓発を図る。		【自己評価】 各圏域における「地域の食育推 事業」等実施において、みやぎ食
			・各圏域における地域の食育推進事業の実施		応援団、行政及び教育機関等と 携し県民に普及啓発を行った。
			対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 実施状況 O O O O	(/// 及工///	【課題と今後の対応】 引き続き、みやぎ食育応援団、?
				文化課)	政及び教育機関のみならず、地域 や企業等と連携し、より効果的な
					及啓発を図っていく。
					【 <b>今後の方向性</b> 】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策	推進	取組	事業内容•実施状況	担当課等	自己評価等
2 自立した消費者	(4)関係施策等と	② 食育との連	〇望ましい食生活の普及や地産地消の推進、食遺品の安全性に関する知識や理解等の消費者教育の取組を推進する。         ・高校生地産地消お弁当コンテストの開催。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       〇       〇       〇       〇         ・食材王国みやぎ「伝え人」を小学校、中学校等に派遣。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         派遣状況       23件       32件       34件       41件	食産業振興 課	【自己評価】 食材王国みやぎ「伝え人」を学校 等へ派遣するとともに、高校生地産 地消お弁当コンテストを開催し、地 産地消の意識向上と県産食材の理解促進につながった。 【課題と今後の対応等】 食材王国みやぎ「伝え人」活用促進事業については、講座内容をHP やパンフレット等で情報発って入りについては、各下は、で精報・コンテストについては、各PRする。また、業 については、各PRする。また、業 にも、中、売店などの県内食産 携して、地産地消を推進する。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
の育成	の連携	携	○食品について正しい選択ができる児童・生徒の育成のため、栄養教諭に対する研修会を行い学校給食を通して食に関する指導の充実を図る。         ・栄養教諭・学校栄養職員に対する研修会を実施。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         対象年度       84       144人       182         学校給食研究協議会       オンライン 123人       111人       111人         協議会       オンライン 32人       42人       24人       32人         食に関する指導推進研修会 オンデマンド 176人       76人       92人       87人		【自己評価】 教職員や市町村教育委員会職員 等を対象とした研修会で、食に関する指導の実践発表等を行い、学校 教育活動全体を通じた食に関重生徒 の食品選択に関する知識習得を促し、消費者教育の一端を担うことが できた。 【課題と今後の対応等】 今後も食品について正しい選択が できる児童・生徒の育成のため、栄養 教とした研修会を開催し、食に関する指導の充実を図る。 【今後の方向性】 □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

施策	推進	取組	事業内容·実施状況	担当課等	自己評価等
			〇弁護士会や司法書士会と連携し、法律授業をはじめとした法教育を推進する。         ・消費者教育講師派遣事業の実施。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         授業実施回数       26団体       26団体       11団体       17団体         参加人数       3,391人       3,431人       1,490人       2,098人		【自己評価】 前年度よりも消費者教育講師派 遺事業の申込みが増加したため、 実施回数が増加した。仙台弁護士 会と協働で、消費者教育の映像教 材を作成及び配布を実施した。
		③ 法教育との連携	○より多くの学校において、法教育が効果的に進められるよう、弁護士会や教育部門と連携した取り組みを進める。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       ○       ○       ○       ○       ○         ○大学等と連携して、消費生活に関する講義等を行い、若年層に対して消費者問題について学ぶ機会を与える。       ・消費者教育講師派遣事業	消費生活・文化課	【課題と今後の対応】 より多くの学校において、法教育 が進められるよう、仙台弁護士会と 連携し、学校に働きかけていく。
			対象年度 R3 R4 R5 R6 R7 実施校数 26団体 26団体 11団体 17団体 参加人数 3,391人 3,431人 1,490人 2,098人		【 <b>今後の方向性】</b> □拡充 ■維持 □縮小 □廃止
2 自立した消費者の育成	(4)関係施策等との連携	④ 金融経済教育との連携	○広報誌の発行、教材やパンフレットの作成・配布、ビデオ・DVDの貸出等により、金融経済教育の普及を図る。         対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         実施状況       ○       ○       ○       ○       ○         〇幼稚園を金融経済教育研究校に指定し、公開授業(保育)や教員による研究発表等の取組を通じて、金融経済教育の普及推進を図る。       対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         東施状況       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○         ○学校の授業や行事等に講師を派遣し、生徒・教員・保護者等を対象に金融経済教育を行う。       対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         ○関係団体と連携し、金融経済等に関する知識の普及を図るため、保護者等に対して講演会を開催する。       ○       ○       ○       ○       ○         ○関係団体と連携し、金融経済等に関する知識の普及を図るため、保護者等に対して講演会を開催する。       ○       ○       ○       ○       ○         ○関係団体と連携のよるを開催する。       ○       ○       ○       ○       ○       ○         ○対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         ○金融経済教育の取組を進める。       対象年度       R3       R4       R5       R6       R7         ○出前講座等を活用しながら、生活設計など最低限身に付けるべき金融リテラシーについて、早期の学校教育期から関心が持てるよう、金融経済教育の取組を進める。       対象年度       R3       R4       R5       R6       R7	消文(委員会)	【自己評価】 は
			対象年度     R3     R4     R5     R6     R7       実施状況     O     O     O		【 <b>今後の方向性】</b> □拡充 ■維持 □縮小 □廃止

## 令和6年度 消費生活相談の実績と傾向について

#### 1 県内全体の消費生活相談件数

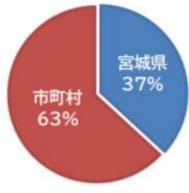
令和6年度に、県及び県内の市町村で受け付けた消費生活相談件数は、前年度より130件増加し18,180件となった。(表1)

過去5年間の推移をみると、県の受付分は令和2年度まで増加傾向であったが、令和3年度から減少に転じた。また、市町村受付分は年々減少していたが、令和4年度からは増加傾向となっている。なお、全体に占める市町村の割合は6割を超えている。(表1、図1・2)

#### 表1 消費生活相談件数の推移

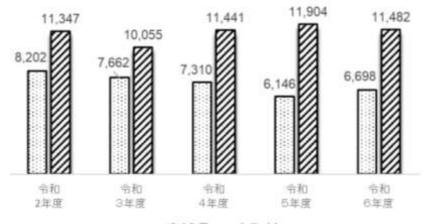
図1 消費生活相談件数割合

				_		(単位	立:件)
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	対前年増減	構成比
宮城県	8,202	7,662	7,310	6,146	6,698	552	37%
市町村	11,347	10,055	11,441	11,904	11,482	<b>▲</b> 422	63%
うち仙台市	6,689	5,787	6,926	7,057	6,715	▲ 342	(37%)
計	19,549	17,717	18,751	18,050	18,180	130	



(うち仙台市 37%)

図2 相談件数推移(県・市町村)



□宮城県 ②市町村

## 2 県に寄せられた消費生活相談の状況

#### (1) 商品・サービス別(中分類)の相談状況

昨年度減少した、「基礎化粧品」(R5:187件)、「他の健康食品」(R5:136件) に関する相談は、大幅に増加した。

(表2)

### (2) 年代別の相談件数

- 20歳代40歳代を除く年代で前年度と比較し相談件数が増加した。(表3)
- 商品及びサービス別では、20歳未満から40歳代では「医療サービス」に 関する相談が多く寄せられた。
- 40歳代から80歳代では「他の健康食品」に関する相談が多く寄せられて おり、40歳代から70歳代までは「基礎化粧品」の相談が多く寄せられた。
- 「工事・建築」に関する相談は、30歳代から90歳以上の幅広い年代で相談が多く寄せられた。(表4)

表2 商品・サービス別(中分類)による相談件数(上位10位)

(単位:件)

順	令 和 6 年	度	順	令和5年	度
位	商品・サービス	計	位	商品・サービス	計
1	商品一般	757	1	商品一般	646
2	不動産貸借	285	2	不動産貸借	272
3	基礎化粧品	280	3	工事・建築	206
4	他の健康食品	229	4	基礎化粧品	187
5	相談その他	201	5	役務その他サービス	181
6	工事・建築	199	6	インターネット接続回線	169
7	役務その他サービス	181	7	相談その他	168
8	インターネット接続回線	169	8	四輪自動車	161
9	フリーローン・サラ金	158	9	フリーローン・サラ金	158
10	四輪自動車	146	10	他の健康食品	136

#### 表3 契約当事者の年代別相談件数の推移

(単位:件)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	前年度比	構成比
20歳未満	242	179	164	130	139	106.9%	2.1%
20歳代	677	617	633	515	511	99.2%	7.6%
30歳代	711	589	546	441	475	107.7%	7.1%
40歳代	1,010	882	724	630	623	98.9%	9.3%
50歳代	1, 154	1,028	946	787	938	119.2%	14.0%
60歳代	1, 127	1,020	906	843	965	114.5%	14.4%
70歳代	942	836	804	762	912	119.7%	13.6%
80歳代	394	404	370	337	341	101.2%	5. 1%
90歳以上	65	50	44	43	49	114.0%	0.7%
不明	1,877	2, 057	2, 174	1,658	1,745	105. 2%	26. 1%
合計	8, 199	7,662	7, 311	6, 146	6,698	109.0%	100.0%

表 4 年代別・商品及びサービス別(中分類)相談件数(上位 10 位)

(単位:件)

順位	20歳未満	i	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代	
1	インターネットゲーム	39	医療サービス	38	不動産貸借	44	商品一般	57	商品一般	99
2	商品一般	6	他の内職・副業	35	商品一般	36	不動産貸借	30	基礎化粧品	72
3	ミネラルウォーター	5	商品一般	34	他の内職・副業	22	フリーローン・サラ金	25	他の健康食品	39
4	他の健康食品	5	不動産貸借	34	役務その他サービス	21	基礎化粧品	21	不動産貸借	36
5	基礎化粧品	5	フリーローン・サラ金	24	インターネット接続回線	20	工事・建築	18	工事・建築	30
6	医療サービス	5	エステティックサービス	24	四輪自動車	19	他の健康食品	17	四輪自動車	26
7	他の化粧品	4	役務その他サービス	20	フリーローン・サラ金	18	医療サービス	15	インターネット接続回線	22
8	不動産貸借	4	四輪自動車	17	医療サービス	18	四輪自動車	13	フリーローン・サラ金	21
9	映像配信サービス	4	他のデリバティブ取引	12	工事・建築	16	役務その他サービス	13	メイクアップ化粧品	20
10	エステティックサービス	4	修理サービス	10	他の健康食品	13	インターネット接続回線	12	携帯電話サービス	17

順位	60歳代		70歳代		80歳代		90歳以上		不	明
1	商品一般	89	商品一般	106	商品一般	45	不動産貸借	4	商品一般	282
2	基礎化粧品	73	基礎化粧品	62	他の健康食品	25	商品一般	3	相談その他	123
3	他の健康食品	48	他の健康食品	49	工事・建築	18	役務その他サービス	3	不動産貸借	85
4	役務その他サービス	32	インターネット接続回線	38	修理サービス	14	魚介類	2	役務その他サービス	51
5	不動産貸借	30	工事・建築	35	電気	10	他の住居雑品	2	工事・建築	50
6	インターネット接続回線	30	金融関連サービスその他	22	金融関連サービスその他	9	宅地	2	基礎化粧品	34
7	工事・建築	26	相談その他	21	インターネット接続回線	9	工事・建築	2	フリーローン・サラ金	33
8	金融関連サービスその他	22	頭髮用化粧品	19	役務その他サービス	9	相続	2	金融関連サービスその他	33
9	メイクアップ化粧品	20	四輪自動車	19	相談その他	7	フリーローン・サラ金	1	携帯電話サービス	31
10	四輪自動車	19	電気	18	鮮魚	6	基礎化粧品	1	インターネット接続回線	31

#### 3 令和6年度 相談・啓発の取組 など

## (1) 啓発

みやぎの消費生活情報(毎月発行)、講座・研修会等の開催、消費者教育講師派遣事業、消費生活副読本等の作成に加えて、令和6年度は、啓発動画をテレビCMのほか、SNS等を活用し情報提供を行った。

また、高齢者や見守る人への普及啓発のため、石巻地区介護福祉フェスティバルでのブース設置等による啓発冊子等の配布を実施した。

#### (2) 市町村への見守りネットワーク (消費者安全確保地域協議会) の設置促進

県内市町村において見守りネットワークを設置しているのは2市(仙台市、大 崎市)となっている。高齢者、障がい者、認知症等配慮を要する方の消費者被害 を防ぐため、見守りネットワークの設置を促進するための市町村向け説明会を実 施し、未設置の市町村に対して個別訪問を行い意見交換を行った。

※見守りネットワーク…

地方公共団体及び<u>地域の関係者が連携</u>して見守り活動を行う「消費者安全 確保地域協議会」

#### (3) エシカル消費の普及啓発

社会人向けエシカル消費普及セミナーを開催し、県内でのエシカル消費の普及 啓発を行ったほか、教育庁と連携して、エシカル消費高校生動画コンテストを実 施し、若年層へのエシカル消費の普及啓発に努めた。

### 【参考】 成年年齢引下げ前後の18歳・19歳からの相談件数について

令和4年4月1日の成年年齢引下げから2年が経過したが、令和3年以降に県に寄せられた、18歳・19歳が契約当事者の相談件数は表1のとおりとなっている。

寄せられた相談の主な内容としては、ミネラルウォーター、エステティックサービス、 医療サービス、不動産賃貸に関するものなどとなっている。

表1 18歳・19歳(契約者)からの相談件数の推移

	18~19 歳 年度計(A)	全年代 年度計(B)	(A)/(B)	備考
令和6年度	64	6,698	0.96%	
令和5年度	59	6,146	1.0%	
令和4年度	77	7,310	1.1%	
令和3年度	73	7,662	1.0%	